

官報

号外

平成元年六月二十一日

○ 第百十四回 参議院会議録第十六号

平成元年六月二十一日(水曜日)

午前十時一分開議

○ 議事日程 第十六号

平成元年六月二十一日

午前十時開議

第一 航空業務に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

第二 航空業務に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

第三 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(衆議院送付)

第四 日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 水資源開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 金融自由化対策資金の運用及び簡易保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する

する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一一 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一二 歯科衛生士法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第一三 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一四 特定農産加工業経営改善臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第一五 特定新規事業実施円滑化臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第一六 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一七 義務教育教科書無償制度の存続に関する請願(内閣提出、衆議院送付)

第一八 軍人恩給改定に関する請願(十三件)

第一九 元日赤教護看護婦に対する慰労給付金に関する請願(十七件)

第二〇 傷病恩給等の改善に関する請願(十七件)

○ 本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○ 議長(土屋義彦君) これより会議を開きます。

第一 江正夫君。
件(いすれも衆議院送付)

以上両件を一括して議題といたします。

ます、委員長の報告を求めます。外務委員長堀

和國との間の協定の締結について承認を求めるの件

(いすれも衆議院送付)

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長堀

江正夫君。

めの件

日程第一 航空業務に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

平成元年六月八日

参議院議長 土屋 義彦殿 田村 元

航空業務に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

航空業務に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(c) 「航空業務」とは、旅客、貨物又は郵便物の公衆用の運送のために航空機により行う定期航空業務をいう。	2 一方の締約国が指定する各航空企業は、その適用が通常かつ合理的であるとして他方の締約国による通常の運送のための航空機による定期航空業務を運営する場合を除くほか、当該他の締約国の航空局により適用される定期航空業務の運営に関する法令の定める要件を満たすものである旨を、当該他の締約国の航空局が要求するときは、立証するものとする。
(d) 「国際航空業務」とは、二以上の国の領域上の空間にわたって行う航空業務をいう。	2 一方の締約国が指定する各航空企業は、その適用が通常かつ合理的であるとして他方の締約国による通常の運送のための航空機による定期航空業務を運営する場合を除くほか、当該他の締約国と協議した後でなければ行使することができない。その協議は、できる限り速やかに開始する。
(e) 「航空企業」とは、国際航空業務を提供し又は運営する航空運送企業をいう。	2 一方の締約国が指定する各航空企業は、その適用が通常かつ合理的であるとして他方の締約国による通常の運送のための航空機による定期航空業務を運営する場合を除くほか、当該他の締約国と協議した後でなければ行使することができない。その協議は、できる限り速やかに開始する。
(f) 「運輸以外の目的での着陸」とは、旅客、貨物又は郵便物の積込み又は積卸し以外の目的で着陸することをいう。	2 一方の締約国が指定する各航空企業は、その適用が通常かつ合理的であるとして他方の締約国による通常の運送のための航空機による定期航空業務を運営する場合を除くほか、当該他の締約国と協議した後でなければ行使することができない。その協議は、できる限り速やかに開始する。
(g) 「付表」とは、この協定の付表又は第十六条の規定による改正後の付表をいう。	2 一方の締約国が指定する各航空企業は、その適用が通常かつ合理的であるとして他方の締約国による通常の運送のための航空機による定期航空業務を運営する場合を除くほか、当該他の締約国と協議した後でなければ行使することができない。その協議は、できる限り速やかに開始する。
(h) 「特定路線」とは、付表に定める路線をいう。	2 一方の締約国が指定する各航空企業は、その適用が通常かつ合理的であるとして他方の締約国による通常の運送のための航空機による定期航空業務を運営する場合を除くほか、当該他の締約国と協議した後でなければ行使することができない。その協議は、できる限り速やかに開始する。
1 各締約国は、特に、他方の締約国指定航空企業が協定業務を開設しかつ運営することができるようになるため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許与する。	1 各締約国は、その国際航空業務に関する次の特権を享有する。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 他方の締約国による航空機の領域を無着陸で横断飛行する特権 (b) 他方の締約国による航空機の領域に運輸以外の目的での着陸をする特権
2 付表は、この協定の不可分の一部を成すものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、付表を含むものとする。	2 各締約国は、この協定の規定に従うことと条件として、特定路線における協定業務を運営する間、国際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物を個別に又は混載で積み卸し及び積み込むため、付表に定める当該特定路線上の他方の締約国による航空機の領域内の地点に着陸する特権を享有する。
第三条	3 一方の締約国が指定航空企業のため持ち込まれ、かつ、当該指定航空企業の航空機の用に供するため他方の締約国による航空機の領域内において税関手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。一方の締約国が指定期航空企業のため持ち込まれ、かつ、当該指定期航空企業の航空機の用に供するため他方の締約国による航空機の領域内において税關手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。
各締約国は、特に、他方の締約国指定航空企業が協定業務を開設しかつ運営することができるようになるため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許与する。	3 一方の締約国が指定期航空企業のため持ち込まれ、かつ、当該指定期航空企業の航空機の用に供するため他方の締約国による航空機の領域内において税關手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。
第一条	4 第四条
1 いずれの特定路線における協定業務も、前条の規定に基づいて権利を許与された締約国を選択により直ちに又は後日開始することができる。ただし、第十二条の規定に従うことと条件として、かつ、次なことが行われた後でなければならない。	1 各締約国は、その国際航空業務に関する次の特権を享有する。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 他方の締約国による航空機の領域を無着陸で横断飛行する特権 (b) 他方の締約国による航空機の領域に運輸以外の目的での着陸をする特権
(a) 権利を許与された締約国が自國の法令に従って一又は二以上の航空企業を指定すること。	2 一方の締約国が指定期航空企業による協定業務に従事する自國の航空企業が当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであってはならない。
(b) 権利を許与する締約国が自國の法令に従って適当な運営許可を与えること。当該航空企業は、2及び第七条の規定が適用される場合を除くほか、運営なく運営許可を与えるなければならない。	3 第五条
第六条	1 一方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用につき他方の締約国指定航空企業に對して課し又は課することと認める料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また最惠
潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯	2 一方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用につき他方の締約国による航空機の指定期航空企業に対する料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また最惠
業によるこれらの特権の行使を停止し又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。	3 第六条
(a) 権利を許与する締約国が指定期航空企業が、1の特権を許与する締約国による航空機の指定期航空企業によるこれらからの特権の行使につき必要と認められる条件を付する権利を留保する。ただし、この	1 両締約国が指定期航空企業による協定業務は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連性がある。
(b) 直通航空路運営の要求	2 指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業を指定期航空企業の領域から発し又は当該締約国による航空機の指定期航空企業による航空機の運送に対するその時期の需要及び合理的に予測されるその後の需要に適合する輸送力を合理的に利用して供給することを第一の目的とする。
(c) 航空企業の路線が経由する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上での当該地域の運輸需要	3 第七条
一方の締約国が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯	1 両締約国が指定期航空企業による協定業務は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連性がある。
業によるこれらの特権の行使につき必要と認められる条件を付する権利を留保する。ただし、この	2 指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業を指定期航空企業の領域から発し又は当該締約国による航空機の指定期航空企業による航空機の運送に対するその時期の需要及び合理的に予測されるその後の需要に適合する輸送力を合理的に利用して供給することを第一の目的とする。
(a) 航空企業を指定期航空企業への及び当該締約国による航空機の指定期航空企業への運輸需要	3 第八条
(b) 運送	1 両締約国が指定期航空企業による協定業務は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連性がある。
(c) 航空企業の路線が経由する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上での当該地域の運	2 指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業を指定期航空企業の領域から発し又は当該締約国による航空機の指定期航空企業による航空機の運送に対するその時期の需要及び合理的に予測されるその後の需要に適合する輸送力を合理的に利用して供給することを第一の目的とする。
一方の締約国が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯	3 第九条
業によるこれらの特権の行使につき必要と認められる条件を付する権利を留保する。ただし、この	1 両締約国が指定期航空企業による協定業務は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連性がある。
(a) 航空企業を指定期航空企業への及び当該締約国による航空機の指定期航空企業への運輸需要	2 指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業を指定期航空企業の領域から発し又は当該締約国による航空機の指定期航空企業による航空機の運送に対するその時期の需要及び合理的に予測されるその後の需要に適合する輸送力を合理的に利用して供給することを第一の目的とする。
(b) 運送	3 第十条
(c) 航空企業の路線が経由する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上での当該地域の運	1 両締約国が指定期航空企業による協定業務は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連性がある。

3 両締約国が提供する協定業務に係る輸送力については、前二条並びにこの条の1及び2に定める原則に従い、両締約国航空当局の間の協議を通じて合意する。

第十一條

1 いづれの協定業務に対する運賃も、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性（例えば、速力及び設備の程度）、当該特定路線のいづれかの区間に於いて適用される他の航空企業の運賃その他すべての関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。

2 1の運賃は、次の規定に従つて決定するものとし、また、各締約国の航空当局は、指定航空企業が決定された運賃を遵守することを自国の手続を通じて確保する。

(a) 運賃に関する合意は、可能なときは、関係指定航空企業が国際航空運送協会の運賃決定機関を通じて行う。それが不可能なときは、各特定路線及びその各区間に於いて適用される運賃は、関係指定航空企業の間で合意する。運賃は、いかなる場合にも、認可を受けたため両締約国航空当局に対し各締約国関係手続に従つて提出される。

(b) 関係指定航空企業が運賃に関する合意をすることができなかつた場合又はいづれか一方の締約国航空当局が提出された運賃について(a)の認可をしなかつた場合には、両締約国航空当局は、適当な運賃について合意するよう努める。

(c) 航空当局の間で(b)の合意をすることができなかつた場合には、紛争は、第十五条の規定に従つて解決する。

(d) 新たな運賃は、いづれか一方の締約国航空当局が当該運賃について満足しない場合には、第十五条の規定が適用される場合を除くほか、実施してはならない。この条の規定に従い運賃が定められるまでの間は、既に実施されている運賃が適用される。

第十二條

一方の締約国の航空当局は、他方の締約国との航空当局に対し、要請により、自国の指定航空企業が公表のため作成して自己に提出するものを提供する。一方の締約国が他方の締約国領域から運送する貨客に関する情報及び統計であつて通常自国の指定航空企業が公表のため作成して自己に提出するものを提供する。一方の締約国が他方の締約国と協定業務において要求することのある貨客に関する追加の統計資料については、要請により、両締約国航空当局の間で討議する。

第十三條

1 両締約国は、国際法に基づく権利及び義務に従い、不法な妨害行為から民間航空の安全を保護する相互の義務が、この協定の不可分の一部を成すことを再確認する。両締約国は、国際法に基づく権利及び義務を害することなく、特に、千九百六十三年九月十四日に東京で作成された航空機内で行なわれた犯罪その他のある種の行為に関する条約、千九百七十年十二月十六日以降で作成された航空機の不法な奪取の防止に関する条約及び千九百七十一九年九月二十三日にセントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の規定に従つて行動する。

2 両締約国は、民間航空機の不法な奪取行為、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港若しくは航空保安施設の安全に対する他の不法な行為若しくはそのおそれがある場合には、両締約国は、これらの行為又はそのおそれを迅速かつ完全に終結させるための連絡を円滑にすることその他に適当な措置により、相互に援助する。

第十四條

両締約国は、この協定の実施に関するあらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的にしばしば協議することは、両締約国が図するところである。

第十五条

1 この協定の解釈又は適用に関して両締約国が間で紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両締約国間の交渉による紛争の解決に努める。

2 両締約国が交渉により紛争を解決することができなかつた場合には、紛争は、いづれか一方の仲裁人とのようにして選定された三人の仲裁人が合意する第三の仲裁人（締約国が成る民でない者に限る）との三人の仲裁人から成る仲裁判所に決定のため付託することができる。

第十六條

1 いづれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができます。この協議は、要請の受領の日から六十日内に開始する。

2 改正がこの協定（付表を除く。）の規定に従つて行われる場合には、当該改正是、各締約国に由りその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

3 改正が付表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国航空当局の間で行う。両締約国航空当局が新た又は修正された付表について合意したときは、その合意された付表は、外交上の公文の交換によつて確認された後に効力を生ずる。

第十七條

航空運送に関する一般的な多數国間条約が両締約国について効力を生じた場合には、この協定は、当該多數国間条約に適合するように改正する。

第十八條

いづれの一方の締約国も、他方の締約国に対して、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。通告の写しは、国際民間航空機の公文を一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日内に仲裁人を指名するものとし、第三の仲裁人は、その後の六十日の期間内に合意されるものとする。いづれか一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁人を指名しなかつた場合又は第三の仲裁人につき所定の期間内に合意が得られなかつた場合には、いづれの一方の締約国も、国際民間航空機の理事会の議長に対し、これらの仲裁人の任命を要請することができる。

4 各締約国は、各締約国は、他方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日内に仲裁人を指名するものとし、第三の仲裁人は、その後の六十日の期間内に合意されるものとする。いづれか一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁人を指名しなかつた場合又は第三の仲裁人につき所定の期間内に合意が得られなかつた場合には、いづれの一方の締約国も、国際民間航空機の理事会の議長に対し、これらの仲裁人の任命を要請することができる。

関に対し同時に送付する。通告があつたときは、この協定は、当該他方の締約国が通告を受領した日の後一年で終了する。ただし、通告が両締約国の間の合意により当該一年の期間の満了前に取り消された場合は、この限りでない。通告は、当該他方の締約国がその受領を確認しなかつた場合には、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

第十九条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第二十条

この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

一千九百八十九年三月七日にウイーンで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
矢田部厚彦

オーストリア連邦政府のために
トーマス・クレスティル

参議院議長 土屋 義彦殿

外務委員長 堀江 正夫

審査報告書

航空業務に関する日本国とトルコ共和国との間の協定について承認を求めるの件
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成元年六月二十日

参議院議長 土屋 義彦殿

外務委員長 堀江 正夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本協定は、我が国とトルコとの間の定期航空業務を開設することを目的とし、業務の開始及び運営についての手続及び条件等を規定するとともに、両国の指定航空企業が業務を行うことができる路線を定めたものである。本協定を締結することは、我が国とトルコとの友好関係の強化及び人・物的交流の一層の促進に資するものと期待されるので、妥当な措置と認める。

付表

1 日本国の一つは二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線
(a) 日本国内の地点—アラスカ内の一地点—ヨーロッパ内の一地点
(b) 日本国内の地点—ギリシャ、トルコ共和国、中東及びアジア（中華人民共和国内地を除く。）内の四地点—ウイーン—ヨーロッ

2 内の以遠の一地点
(a) 日本国内の地点—モスクワ—ウイーン—ヨーロッパ内の二地点
(b) オーストリア共和国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線
(c) オーストリア内の地点—ヨーロッパ内の一地点—アラスカ内の一地点—東京
(d) オーストリア内の地点—ギリシャ、トルコ共和国、中東及びアジア（中華人民共和国内地を除く。）内の四地点—東京

3 一費用別に費用を要しない。

航空業務に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成元年六月八日

参議院議長 土屋 義彦殿

元

衆議院議長 田村 元

航空業務に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与える人又は機関をいう。

(b) 「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が他方の締約国に対する通告により当該通告書に定める路線における航空業務の運営のために指定し、かつ、当該他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

(c) 「領域」とは、国に隣接する場合には、その國の主権、宗主権、保護又は信託統治の下にある陸地及びこれに隣接する領水をいう。

(d) 「航空業務」とは、旅客、貨物又は郵便物の公衆用の運送のために航空機により行う定期航空業務をいう。

(e) 「国際航空業務」とは、二以上の國の領域上の空間にわたって行う航空業務をいう。

(f) 「航空企業」とは、国際航空業務を提供し又は運営する航空運送企業をいう。

(g) 「運輸以外の目的での着陸」とは、旅客、貨物又は郵便物の積込み又は積卸し以外の目的で着陸することをいう。

(h) 「付表」とは、この協定の付表又は第十六条の規定による改正後の付表をいう。

(i) 「特定路線」とは、付表に定める路線をいう。

(j) 「協定業務」とは、特定路線において運営される航空業務をいう。

(k) 「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、付表を含むものとする。

(l) 各締約国は、特に、他方の締約国が指定航空企業が協定業務を開設しかつ運営することができるようにするため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許与する。

(m) 第二条

各締約国は、特に、他方の締約国が指定航空企

業が協定業務を開設しかつ運営することができるようにするため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許与する。

(n) 第三条

いずれの特定路線における協定業務も、前条

の規定に基づいて権利を許された締約国が選択により直ちに又は後日開始することができること。ただし、第十一條の規定に従うことを条件とし、かつ、次のことが行われた後でなければならない。

(a) 権利を許された締約国が当該路線について一又は二以上の航空企業を指定すること。

(b) 権利を許する締約国が自國の法令に従い当該航空企業に対して適当な運営許可を与えること。

当該締約国は、2及び第七条1の規定が適用される場合を除くほか、遅滞なく運営許可を与えなければならない。

一方の締約国が指定する各航空企業は、その適用が通常かつ合理的であるとして他方の締約国と航空当局により適用される国際航空業務の運営に関する法令の定める要件を満たすものである旨を、当該他方の締約国の航空当局が要求するときは、立証するものとする。

第四条

1 各締約国の航空企業は、その国際航空業務に関する次の特権を享有する。

(a) 他方の締約国と領域を無着陸で横断飛行する特権。

(b) 他方の締約国と領域に運輸以外の目的での着陸をする特権。

2 各締約国と領域に運輸する特定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、国際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物を個別に又は混載で積み卸し及び積み込むため、付表に定める当該特定路線上の他方の締約国と領域内の地点に着陸する特権を享有する。

3 2の規定は、一方の締約国と航空企業に対する権利を許すために又は貸切りで他方の締約国と領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

第五条

1 一方の締約国と領域に運輸する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国と領域の上空の飛行中に消費され又は使用される場合を含め、当該領域内において関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

2 一方の締約国と領域に運輸する協定業務の締約国と領域内において積み込まれ、かつ、協定業務において使用される燃料、潤滑油、予備部品 正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国と領域内において積み込まれ、かつ、協定業務において使用される燃料、潤滑油、予備部品並びにこれに類する租税その他の課徴金を免除される。

第六条

1 一方の締約国と領域に運輸する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国と領域の上空の飛行中に消費され又は使用される場合を含め、当該領域内において関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

2 各締約国は、他方の締約国と領域から運輸をしなかった場合には、当該航空企業によるこれらの特権の行使を停止し又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認められる条件を付する権利を留保する。ただし、この権利は、直ちに特権の行使を停止し又は直ちにその行使につき条件を付することが当該法令に重ねて違反することを防止するため又は航行の安全上の理由により必要である場合を除くほか、当該他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。

第七条

1 両締約国と領域に運輸する協定業務の運営に当たっては、他方の締約国と領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

2 指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業の利益が考慮されるものとする。

第八条

1 両締約国と領域に運輸する協定業務は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連を有するものでなければならない。

2 指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業を指定した締約国と領域から発し又は当該締約国と領域へ向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に対するその時期の需要及び合理的に予測されるその後の需要に適合する輸送力を合理的に供給することを第一の目的とする。

ついて(4)の認可をしなかった場合には、両締約国の航空当局は、適当な運賃について合意するよう努める。

(c) 航空当局の間で(4)の合意をすることができなかつた場合には、紛争は、第十五条の規定に従つて解決する。

(d) 新たな運賃は、いずれか一方の締約国の航空当局が当該運賃について満足しない場合に、は、第十五条の規定が適用される場合を除くほか、実施してはならない。この条の規定に従い運賃が定められるまでの間は、既に実施されている運賃が適用される。

第十二条

一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局に對し、要請により、自國の指定航空企業が協定業務において当該他方の締約国の領域へ及び当該他方の締約国の領域から運送する貨客に関する情報及び統計であつて通常自國の指定航空企業が公表のため作成して自己に提出するものを提供する。一方の締約国の航空当局が他方の締約国の航空当局に対し要求することのある貨客に関する追加の統計資料については、要請により、両締約国の航空当局の間で討議する。

第十三条

1 両締約国は、国際法に基づく権利及び義務に従い、不法な妨害行為から民間航空の安全を保護する相互の義務が、この協定の不可分の一部を成すことを再確認する。両締約国は、国際法に基づく権利及び義務を害することなく、特に、千九百六十三年九月十四日に東京で作成された航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に關する条約、千九百七十年十二月十六日ヘーネで作成された航空機の不法な奪取の防止に関する条約及び千九百七十年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の規定に従つて行動する。

2 両締約国は、民間航空機の不法な奪取行為、

民間航空機、その旅客及び乗組員、空港並びに航空保安施設の安全に対するその他の不法な行為並びに民間航空の安全に対する他の脅迫行為を防止するため、要請があつたときは、それぞれ自國の法令に従い相互にすべての必要な援助を提供する。

3 両締約国は、相互の關係において、国際民間航空機関が作成し、国際民間航空条約の附屬書とされる航空保安規定が両締約国に適用される範囲内で、当該航空保安規定に従つて行動するものとし、自國の航空企業及び自國の領域内の空港の運営者が、当該航空保安規定に従つて行動することを要求するものとする。

4 各締約国は、他方の締約国への入国、当該領域からの出国又は当該領域における滞在について、当該他方の締約国が実施する3の航空保安規定の遵守を、自國の航空企業が要求されることに同意する。各締約国は、航空機を保護し、旅客、乗組員、機内持込手荷物、手荷物、貨物及び航空機貯蔵品を搭乗又は積込みの前及び搭乗又は積込みの間に検査するため、自國の領域内において適当な措置を講ずるものとする。各締約国は、また、特定の脅迫行為に対する対処するための合理的かつ特別の保安措置を求める他方の締約国からのいづれの要請に対しても好意的な考慮を払う。

5 民間航空機の不法な奪取若しくはそのおそれ又は民間航空機、旅客、乗組員、空港若しくは航空保安施設の安全に対する他の不法な行為若しくはそのおそれが生じた場合には、両締約国は、これらの行為又はそのおそれを迅速かつ安全に終結させるための連絡を円滑にすることその他の適當な措置により、相互に援助する。

第十四条

1 両締約国は、航空当局がこの協定の実施に関する事項について緊密な協力を確保するため定期的にしばしば協議することは、両締約国の意図するところである。

1 この協定の解釈又は適用に関して両締約国間の紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両締約国間の交渉による紛争の解決に努める。

2 両締約国が交渉により紛争を解決することができなかつた場合には、紛争は、いずれか一方の仲裁人の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁人とこのようにして選定された二人の仲裁人が合意する第三の仲裁人（締約国の国民でない者に限る。）との三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に決定のため手託することができる。各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上の公文を一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日内に仲裁人を指名するものとし、第三の仲裁人は、その後の六十日の期間内に合意されるものとする。いずれか一方の締約国が六十日の期間内に自國の仲裁人を指名しなかつた場合又は第三の仲裁人に定めた期間内に合意が得られなかつた場合には、いずれの一方の締約国も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、これらの仲裁人の任命を要請することができる。

3 両締約国は、2の規定に基づいて行われた決定に従うこととを約束する。

第十五条

1 いづれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができます。この協議は、要請の受領の日から六十日内に開始する。

2 改正がこの協定（付表を除く。）の規定について行われる場合には、当該改正是、各締約国によりその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

3 改正が付表についてのみ行われる場合には、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

4 改正が付表についてのみ行われる場合には、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

ついで合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によって確認された後は、当該多數国間条約に適合するように改正する。

1 この協定及びその改正は、国際民間航空機に對して同時に送付する。通告があつたときは、この協定は、当該他方の締約国が通告を受領した日以後一年で終了する。ただし、通告が両締約国に對して同時に送付する。通告があつたときは、この協定は、当該他方の締約国が通告を受領した日以後一年で終了する。ただし、通告が両締約国に對して同時に送付する。通告があつたときは、この協定は、当該他方の締約国がその受領を確認しなかつた場合は、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

第十六条

この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

第十七条

この協定は、各自の政府から正に委任を受けてこの協定に署名した。

以上述の証拠として、下名は、各自の政府から正に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百八十九年三月八日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
宇野宗佑

トルコ共和国政府のために
ウムト・アルク

付表

1 日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

日本国内の地点一後に合意されるアジア内の一地点一中東内の地点又はカラチーイス

タンブルー後に合意される以遠の二地点

トルコ共和国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

トルコ内の地点一中東内の地点又はカラ

チ一後に合意されるアジア内の一地点一東京一後に合意される以遠の二地点

いすれの締約国の一又は二以上の指定航空企

業が提供する協定業務も、当該締約国の領域内

の一地点をその起点としなければならないが、

特定路線上の他の地点は、いすれかの又はすべての飛行に当たり当該指定航空企業の選択によつて省略することができる。

【堀江正夫君登壇、拍手】

○堀江正夫君 大だいま議題となりました協定二件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

両協定は我が国とオーストリア及び我が国とトルコとの間にそれぞれ定期航空業務を開設することを目的とするものでありまして、いすれも、そのための権利を相互に許与すること、業務の開始及び運営についての手続及び条件等を取り決めるとともに、我が国と相手国の指定航空企業がそれの業務を行うことができる路線を定めたものであります。

委員会におきましては、二協定の締結の経緯、両国との間の航空運輸需要、營業路線及び運航開始の時期等のほか、国際航空運賃の決定方法、地方空港への国際線乗り入れ見通し、日米航空交渉の現状と今後の対応等について質疑が行われまし

たが、詳細は全議録によつて御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、両件はいすれも全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより両件を一括して採決いたします。

両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(土屋義彦君) 総賛起立と認めます。

よつて、両件は全会一致をもつて承認することに決しました。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成元年六月九日

衆議院議長 田村 元

参議院議長 土屋 義彦殿

○議長(土屋義彦君) 日程第三 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

(いすれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長梶原清君。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六

十八号)の一部を次のよう改訂する。

日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六

十八号)を「國する金融等」に改める。

第一項中「与えること」を「与えること等」と、

「國する金融」を「國する金融等」に改める。

第一項中「副總裁」を削り、同条第二項

を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を

加える。

2 副總裁は、内閣総理大臣の認可を受けて、總裁が任命する。

日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六

十八号)の一部を次の一項を加える。

日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六

十八号)を「國する金融等」に改める。

第一項中「もつぱら」を「専ら」に改め、同条第八号中「金融機関」の下に「その他大蔵大臣が定める外国法人(以下この号において「外國金融機関等」という。)」を「當該外國政府等の下に「若しくは外國金融機関等」を、「公債」の下に「社債若しくはこれらに準ずる債券(以下「公債等」という。)」を加える。

第十八条第十五号と同条第十三号とし、同条第

十一号を同条第十三号とし、同号の次に次の二号

を加える。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成元年六月二十日

参議院議長 土屋 義彦殿 大蔵委員長 梶原 清

要領書

本法律案は、我が国との国際的役割としての累積債務問題への貢献という緊要の課題に対応

し、民間資金の活用による対外経済交流の促進等を図るため、日本輸出入銀行の業務について、出資機能を創設するとともに融資対象先の拡大等を行うほか、あわせて同行の業務の円滑な運営に資する等のため、外貨建て余裕金の運用を弾力化する等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

本法律施行のため、別に費用を要しない。

を加える。

十四 前三号に定めるもののほか、第十号の規定による出資を受けた者がその行う事業に必要な長期資金の借入れをする場合(本邦法人又は本邦人から借入れをする場合を除く。)において、当該長期資金に係る債務を保証し、又は当該長期資金に係る債務を保証した者(本邦法人及び本邦人を除く。)に対してその保証債務を保証すること。

第十八条第十一号を同条第十二号とし、同条第

十号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十 本邦の輸出入市場の開拓若しくは確保又は外國との経済交流を促進するため、本邦外において事業を行ふ者(専ら海外投資を目的とする本邦法人で、当該事業を行ふ者に対する出資するものを含む。)に対して、海外経済協力基金が海外経済協力基金法(昭和三十五年法律第二百七十三号)第二十条第二号に規定する出資をすることとした場合を除き、大蔵大臣の認可を受けて、当該事業に必要な資金の出資をすること。

第十八条の二第一項中「公債」を「公債等」に改め、同条次の一項を加える。

第十八条の三第二項中「公債」を「公債等」に改め、「債権の現在額」の下に「同条第十号の規定により行う出資の現在額」を加え、「同条第十号及び第十一号」を「同条第十一号、第十二号及び第十四号」に、「同条第十二号」を「同条第十三号及び第十四号」に改める。

第十九条の見出しを「(貸付利率の基準等)」に改め、同条第一項中「第十二号」を「第九号まで及び第十一号から第十四号」に、「公債の利子」を「公債等の利子、出資に対する配当金」に改める。

第二十条第一項中「同条第十号若しくは第十一号」を「同条第十一号若しくは第十二号」に、「こえ五年」を「超え五年」に、「こえる」を「超える」と改め、同条第四項中「資金の貸付」を「資金の貸付け」に、「公債」を「公債等」に、「取得又は」を「取得若しくは」に、「同条第十号から第十二号まで」を「同条第十号から第十三号まで」に改め、「債務の保証」の下に「又は同条第十号の規定による出資を受けた者に対する同条第十四号の規定による債務の保証」を加え、「同条第十二号の規定による保証」を「同条第十三号又は第十四号の規定による保証」に、「以下次項」を「次項」に、「こえ」を「超え」に改め、同条第五項中「資金の貸付」を「資金の貸付け」に、「公債」を「公債等」に、「当該貸付」を「当該貸付け」に、「貸付」を「貸付け」に、「見込」を「見込み」に、「こえる」を「超える」に改める。

第二十一条中「貸付」を「貸付け」に、「公債」を「公債等」に改め、「回収の方法」の下に「出資の方法」を加える。

第二十四条の見出し中「競争禁止」を「競争禁止等」に改め、同条中「闇する金融」を「闇する金融等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 日本輸出入銀行は、その行う第十八条第十号の業務について、海外経済協力基金の業務との調整に努めなければならない。

第二十六条第二項中「公債の利子」を「公債等の利子、出資に対する配当金」に改める。

第三十九条の二第一項中「外國通貨」の下に「(一)以上の国の通貨の価値を合成した計算単位で国際的に用いられるものを含む。次条第二項において同じ。」を加える。

第四十条第二項中「又は第三十九条の二」を、「又は外国通貨を対価とする本邦通貨の売却」を加える。

第四十五条中「三万円」を「十万円」に改める。同条

第五号中「公債の取得」を「公債等の取得、出資」に改める。

第四十七条中「一万円」を「五万円」に改める。

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

この法律の施行の際現に日本輸出入銀行の副総裁である者は、その際改正後の日本輸出入銀行法第十二条第二項の規定により副総裁として任命されたものとみなす。

前項の規定により任命されたものとみなされる副総裁の任期は、改正後の日本輸出入銀行法第十三条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際ににおけるその者の副総裁としての残任期間と同一の期間とする。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(海外経済協力基金法の一部改正)

5 海外経済協力基金法(昭和三十五年法律第百七十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「日本輸出入銀行」の下に「からの貸付けその他の信用の供与」を加え、「金融機関から」を「金融機関からの」に、「行ない」を「行い」に改める。

第二十一条第一項第一号中「基金」の下に「及び日本輸出入銀行」を加える。

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成元年六月九日

参議院議長 土屋 義彦殿

田村 元

日本開発銀行法の一部を改正する法律案
日本開発銀行法の一部を改正する法律案
日本開発銀行法の一部を改正する法律案
日本開発銀行法(昭和二十六年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「副総裁」を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 副総裁は、内閣総理大臣の認可を受けて、総裁が任命する。

第十八条第一項第一号中「もたらすものに限る」の下に「以下この号において「取得等」という。」に

適用については、なお従前の例による。

日本開発銀行法の一部を改正する法律案
日本開発銀行法の一部を改正する法律案
日本開発銀行法(昭和二十六年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「副総裁」を削り、同条第二

項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 副総裁は、内閣総理大臣の認可を受けて、総裁が任命する。

第十八条第一項第一号中「もたらすものに限る」の下に「以下この号において「取得等」という。」に

適用については、なお従前の例による。

○梶原清君登壇、拍手

日本開発銀行法の一部を改正する法律案
日本開発銀行法の一部を改正する法律案
日本開発銀行法の一部を改正する法律案
日本開発銀行法(昭和二十六年法律第百八号)の

適用については、なお従前の例による。

ます、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案は、我が国との国際的な累積債務問題への貢献と

外経済交流の促進等を図るために、日本輸出入銀行の業務について、出資機能を創設するとともに、

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国における地域経済の活性化及び多極分散型国土の形成等の緊要の課題に

対応し得るよう、日本開発銀行の業務について、産業の開発及び経済社会の発展に寄与する

設備が大蔵大臣の定める事業の用に供される場合には当該設備の取得等にかかる費用を資本化するほか、同行の業務の円滑な運営に資する等のため、その借入金の限度額引き上げる等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

第三十七条の二第一項中「行なう」を「行う」に改め、「外国通貨」の下に「(一)以上の国の通貨の価値を合算した計算単位で国際的に用いられるものを含む。」を加える。

第五十条中「三万円」を「十万円」に改める。

第五十一条中「左の」を「次の」と、「三万円」を「十万円」に改める。

第五十二条中「一万円」を「五万円」に改める。

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

この法律の施行の際現に日本開発銀行の副総裁である者は、その際改正後の日本開発銀行法第十二条第二項の規定により副総裁として任命されたものとみなす。

前項の規定により任命されたものとみなされる副総裁の任期は、改正後の日本開発銀行法第十三条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際ににおけるその者の副総裁としての残任期間と同一の期間とする。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(日本開発銀行法の一部を改正する法律案
日本開発銀行法の一部を改正する法律案
日本開発銀行法(昭和二十六年法律第百八号)の

適用については、なお従前の例による。

ます、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案は、我が国との国際的な累積債務問題への貢献と

外経済交流の促進等を図るために、日本輸出入銀行の業務について、出資機能を創設するとともに、

「取得するものに限る。」及び「取得を含む。」の下に「に必要な資金」を加え、「という」を「と総称する」に改める。

第十八条の二第一項中「十倍」を「十一倍」に改め

る。

融資対象先の拡大等を行うほか、同行の業務円滑な運営に資する等のため外貨建て余裕金の運用を弾力化する等、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、日本開発銀行法の一部を改正する法律案は、我が国における地域経済の活性化及び多極分散型国土の形成等の緊要課題に対応し得るよう、日本開発銀行の業務について、産業の開発及び経済社会の発展に寄与する設備が大臣の定める事業の用に供される場合には、当該設備の取得等に連する当該事業に必要な資金の貸し付けを行うことができるとしているほか、同行の業務の円滑な運営に資するため、その借入金等の限度額を引き上げる等、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、二法律案を一括して議題とし、輸銀と世銀が協調して融資を行っているインドネシアのダム建設プロジェクトの現状と問題点、カントリーリスクに対する輸銀の審査機能充実の必要性、開銀の立ち上がり支援資金の創設が民間金融機関と競合することに対する懸念、開銀の受信限度倍率を十倍から十一倍に引き上げる理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、二法律案を一括して討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より二法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、二法律案を順次採決の結果、いざれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。よって、両案は可決されました。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成元年六月八日

参議院議長 土屋 義彦
衆議院議長 田村 元

○議長(土屋義彦君) 日程第五 水資源開発公団法の一部を改正する法律案

日程第六 民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出 衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長稻村稔夫君。

審査報告書

水資源開発公団法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成元年六月二十日

建設委員長 稲村 稔夫

要領書

参議院議長 土屋 義彦殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用により、水資源開発公団が行う水資源開発施設等の整備に対する事業の促進を図るため、当該事業に対する国の無利子貸付制度を拡充しようとするものであり、妥当な措置と認める。

二、費用
本法律施行に要する経費は、平成元年度産業投資特別会計予算、同治水特別会計予算に計上されている開発利益吸収事業に対する無利子貸付金、合計九億千万円の枠内で運用される。

3 年以内の据置期間を含む。)以内とする。

前項に定めるものほか、第一項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

附則 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 (治山治水緊急措置法の一部改正)
十一号)の一部を次のように改正する。

水資源開発公団法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

附則に次の二項を加える。

4 第二条第二項第五号に掲げる事業(同条第三項の規定に該当するものを除く。)で水資源に係るものうち同法附則第九条第一項の規定による無利子の貸付けに係るものは、当分の間、第二条第二項の規定にかかわらず、治水事業に含まれるものとする。

水資源開発公団法の一部を改正する法律案
水資源開発公団法の一部を改正する法律案
水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百八十号)の一部を次のように改正する。

附則第十条を削る。

附則第九条の見出しを削り、同条第一項中「日和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。」を「社会資本整備特別措置法」に改め、同条を附則第十条とする。

附則第八条の次に次の見出し及び一条を加える。
(国の無利子貸付け等)
第九条 国は、当分の間、公団に対し、第十八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号の業務で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。)第二条第一項第一号に該当するものに要する費用に充てる。

前項の国との貸付金の償還期間は、二十年(五

年以内の据置期間を含む。)以内とする。

前項に定めるものほか、第一項の規定による

貸付金の償還方法は、政令で定める。

附則 (施行期日)

審査報告書
民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成元年六月二十日

建設委員長 稲村 稔夫

要領書

参議院議長 土屋 義彦

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用により、民間事業者が行う公共

の用に供する施設の整備に関する事業の促進を図るため、民間都市開発推進機構の無利子貸付制度を拡充しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費は、平成元年度産業投資特別会計予算、同治水特別会計予算に計上されている開発利益吸収型事業に対する無利子貸付金、合計百五十一億四千百万円の枠内で運用される。

民間都市開発の推進に関する特別措置法の一 部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成元年六月八日

衆議院議長 田村 元

参議院議長

土屋 義彦殿

民間都市開発の推進に関する特別措置法の一 部を改正する法律案

民間都市開発の推進に関する特別措置法の一 部を改正する法律案

民間都市開発の推進に関する特別措置法の一 部を改正する法律

正する。
附則第十四条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。
三、都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域以外の区域において行われる第一号に規定する公共の用に供する施設の整備に関する事業（第二条第二項第二号に掲げる民間都市開発事業を除く。）で都市機能の維持及び増進に寄与するもののうち、社会資本整備特別措置法第二条第一項第一号に該当するものであつて政令で定めるものを施行する第

要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸付すること。

附則第十四条第二項中「附則第十四条第一項第一号及び第二号」を「附則第十四条第一項第一号から第三号まで」に改め、同条第三項中「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。
附則第十五条第一項中「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。
（都市開発資金の貸付けに関する法律の一
部改正）
2 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）の一部を次のように改正する。
附則第二項中「及び第一号」を「から第三号まで」に改める。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（土屋義彦君）これより採決をいたしま
す。

○議長（土屋義彦君）まず、水資源開発公団法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

○議長（土屋義彦君）本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（土屋義彦君）總員起立と認めます。

○議長（土屋義彦君）ようして、本案は全会一致をもつて可決されました。

○議長（土屋義彦君）次に、民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

○議長（土屋義彦君）本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（土屋義彦君）過半数と認めます。

○議長（土屋義彦君）ようして、本案は可決されました。

（賛成者起立）

本法施行に要する経費として、平成元年度郵便貯金特別会計金融自由化対策特別勘定において金融自由化対策資金三兆円が計上されているが、そのうち簡易保険郵便年金福祉事業団への寄託金は一千五百億円である。

本法施行に要する経費として、平成元年度郵便貯金特別会計金融自由化対策特別勘定において金融自由化対策資金三兆円が計上されているが、そのうち簡易保険郵便年金福祉事業団への寄託金は一千五百億円である。

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

し、質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に對し反対の意見が述べられ、順次採決の結果、水資源開発公団法の一部を改正する法律案は全会一致をもつて、民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案は多数をもつて、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

した。

審査報告書

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成元年六月二十日

通信委員長 稲久八重子
参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

本法律案は、金融自由化に適切に対応した郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金の一部を簡易保険郵便年金福祉事業団に寄託し、同事業団にこの資金を運用させるとともに、これにより生じた利益を郵便貯金特別会計に納付されるようにするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

（費用）

本法施行に要する経費として、平成元年度郵便貯金特別会計金融自由化対策特別勘定において金融自由化対策資金三兆円が計上されているが、そのうち簡易保険郵便年金福祉事業団への寄託金は一千五百億円である。

本法施行に要する経費として、平成元年度郵便貯金特別会計金融自由化対策特別勘定において金融自由化対策資金三兆円が計上されているが、そのうち簡易保険郵便年金福祉事業団への寄託金は一千五百億円である。

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成元年六月九日

参議院議長 田村 元

土屋 義彦殿

衆議院議長

元

財金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭

(区分経理) 信託で運用方法を特定しないもの

第五条 事業団は、第三条に規定する業務に係る

経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理並びに納付金)

第六条 事業団は、前条に規定する特別の勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失

をうちめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として積み立てなければならない。

2 事業団は、前条に規定する特別の勘定において、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならぬ。

3 事業団は、前条に規定する特別の勘定において、第一項の規定による残余の額から同項の規定により準備金として積み立てた額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を翌事業年度の五月三十一日までに郵便貯金特別会計の金融自由化対策特別勘定に納付しなければならない。

4 前項の規定による納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の郵便貯金特別会計の金融自由化対策特別勘定の歳入とする。

5 第三項の規定による納付金の納付の手続については、政令で定める。

(寄託金の受入れ)

第六条 前条に規定する資金の運用は、次の方法により安全かつ効率的に行わなければならぬ。

一 國債、地方債その他確実と認められる有価証券の取得

二 郵政大臣が適当と認めて指定する預金又は

の勘定に係る業務上の余裕金について準用する。

(簡易保険郵便年金福祉事業団法の適用)

第九条 この法律の規定により事業団の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、簡易保険郵便年金福祉事業団法を適用する。この場合において、同法第三十条「この法律」とあるのは「この法律又は金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律(平成元年法律第号)」と、同法第三十二条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は資金運用等特例法」とある。

第十条 第六条第三項の規定に基づく簡易保険郵便年金福祉事業団からの納付金」を加える。

第五条の三第三項中「郵便貯金法第10章」の下に「及び資金運用等特例法第二条の規定」を加える。

第十二条 第二条第二項及び第三十二条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は資金運用等特例法」と、同法第三十五条第一号中「又は第二十八条」とあるのは「若しくは第二十八条又は資金運用等特例法第七条」と、同条第四号中「又は第二十七条第一項第一号若しくは第二号」とあるのは「若しくは第二十七号第一項第一号若しくは第二号」とあるのは「若しくは第二十七号第一項第一号若しくは第二号」と、同法第三十八条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は資金運用等特例法」と、同条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条又は資金運用等特例法第三条」と、同条第四号中「第二十七条」とあるのは「第二十七条又は資金運用等特例法第八条」とする。

第十三条 第二号又は資金運用等特例法第四条第二号とく同法第三十八条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は資金運用等特例法」と、同条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条又は資金運用等特例法第三条」と、同条第四号中「第二十七条」とあるのは「第二十七条又は資金運用等特例法第八条」とする。

第十四条 第二号又は資金運用等特例法第八条第一号とく同法第三十八条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は資金運用等特例法」と、同条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条又は資金運用等特例法第三条」と、同条第四号中「第二十七条」とあるのは「第二十七条又は資金運用等特例法第八条」とする。

第十五条 第二号又は資金運用等特例法第八条第一号とく同法第三十八条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は資金運用等特例法」と、同条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条又は資金運用等特例法第三条」と、同条第四号中「第二十七条」とあるのは「第二十七条又は資金運用等特例法第八条」とする。

第十六条 第二号又は資金運用等特例法第八条第一号とく同法第三十八条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は資金運用等特例法」と、同条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条又は資金運用等特例法第三条」と、同条第四号中「第二十七条」とあるのは「第二十七条又は資金運用等特例法第八条」とする。

第十七条 第二号又は資金運用等特例法第八条第一号とく同法第三十八条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は資金運用等特例法」と、同条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条又は資金運用等特例法第三条」と、同条第四号中「第二十七条」とあるのは「第二十七条又は資金運用等特例法第八条」とする。

第十八条 第二号又は資金運用等特例法第八条第一号とく同法第三十八条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は資金運用等特例法」と、同条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条又は資金運用等特例法第三条」と、同条第四号中「第二十七条」とあるのは「第二十七条又は資金運用等特例法第八条」とする。

第十九条 第二号又は資金運用等特例法第八条第一号とく同法第三十八条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は資金運用等特例法」と、同条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条又は資金運用等特例法第三条」と、同条第四号中「第二十七条」とあるのは「第二十七条又は資金運用等特例法第八条」とする。

第二十条 第二号又は資金運用等特例法第八条第一号とく同法第三十八条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は資金運用等特例法」と、同条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条又は資金運用等特例法第三条」と、同条第四号中「第二十七条」とあるのは「第二十七条又は資金運用等特例法第八条」とする。

第二十一条 第二号又は資金運用等特例法第八条第一号とく同法第三十八条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は資金運用等特例法」と、同条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条又は資金運用等特例法第三条」と、同条第四号中「第二十七条」とあるのは「第二十七条又は資金運用等特例法第八条」とする。

第二十二条 第二号又は資金運用等特例法第八条第一号とく同法第三十八条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は資金運用等特例法」と、同条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条又は資金運用等特例法第三条」と、同条第四号中「第二十七条」とあるのは「第二十七条又は資金運用等特例法第八条」とする。

第二十三条 第二号又は資金運用等特例法第八条第一号とく同法第三十八条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は資金運用等特例法」と、同条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条又は資金運用等特例法第三条」と、同条第四号中「第二十七条」とあるのは「第二十七条又は資金運用等特例法第八条」とする。

第二十四条 第二号又は資金運用等特例法第八条第一号とく同法第三十八条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は資金運用等特例法」と、同条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条又は資金運用等特例法第三条」と、同条第四号中「第二十七条」とあるのは「第二十七条又は資金運用等特例法第八条」とする。

第二十五条 第二号又は資金運用等特例法第八条第一号とく同法第三十八条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は資金運用等特例法」と、同条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条又は資金運用等特例法第三条」と、同条第四号中「第二十七条」とあるのは「第二十七条又は資金運用等特例法第八条」とする。

第二十六条 第二号又は資金運用等特例法第八条第一号とく同法第三十八条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は資金運用等特例法」と、同条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条又は資金運用等特例法第三条」と、同条第四号中「第二十七条」とあるのは「第二十七条又は資金運用等特例法第八条」とする。

第二十七条 第二号又は資金運用等特例法第八条第一号とく同法第三十八条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は資金運用等特例法」と、同条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条又は資金運用等特例法第三条」と、同条第四号中「第二十七条」とあるのは「第二十七条又は資金運用等特例法第八条」とする。

第二十八条 第二号又は資金運用等特例法第八条第一号とく同法第三十八条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は資金運用等特例法」と、同条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条又は資金運用等特例法第三条」と、同条第四号中「第二十七条」とあるのは「第二十七条又は資金運用等特例法第八条」とする。

第二十九条 第二号又は資金運用等特例法第八条第一号とく同法第三十八条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は資金運用等特例法」と、同条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条又は資金運用等特例法第三条」と、同条第四号中「第二十七条」とあるのは「第二十七条又は資金運用等特例法第八条」とする。

第三十条 第二号又は資金運用等特例法第八条第一号とく同法第三十八条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は資金運用等特例法」と、同条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条又は資金運用等特例法第三条」と、同条第四号中「第二十七条」とあるのは「第二十七条又は資金運用等特例法第八条」とする。

第三十一条 第二号又は資金運用等特例法第八条第一号とく同法第三十八条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は資金運用等特例法」と、同条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条又は資金運用等特例法第三条」と、同条第四号中「第二十七条」とあるのは「第二十七条又は資金運用等特例法第八条」とする。

第三十二条 第二号又は資金運用等特例法第八条第一号とく同法第三十八条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は資金運用等特例法」と、同条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条又は資金運用等特例法第三条」と、同条第四号中「第二十七条」とあるのは「第二十七条又は資金運用等特例法第八条」とする。

第三十三条 第二号又は資金運用等特例法第八条第一号とく同法第三十八条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は資金運用等特例法」と、同条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条又は資金運用等特例法第三条」と、同条第四号中「第二十七条」とあるのは「第二十七条又は資金運用等特例法第八条」とする。

審査報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成元年六月二十日

逓信委員長 稲久八重子

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

郵便貯金法の決定の理由

本法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進

等のため、郵便貯金の一の預金者の貯金総額の制限額を五百萬円から七百萬円に引き上げるとともに、金融自由化に的確に対応するため、一部の郵便貯金の利率は、市場金利を勘案して郵政大臣が定めることができるようにする等のものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、この法律の施行に当たり、為替貯金事業をめぐる厳しい環境変化に適切に対応するため、次の各項の早急な実現に積極的に努めるべきである。

国民の大多数を占める小口預金者の利益を確保するため、市場金利連動型郵便貯金について

最低預入金額を早い機会に大幅に引き下げる等の改善を図るとともに、郵便貯金を含む小口預貯金金利の完全自由化の早期実現を図ること。

今後とも、国民の健全な資産形成に資するため、郵便貯金の総額制限額の一層の引上げを図ること。

郵便貯金資金の一層の有利運用及び地域への還元を図るため、金融自由化対策資金の運用対象の多様化及び運用規模の大幅な拡大を図るなど資金運用制度の一層の改善・充実を行うこと。

多様化する国民のニーズに適切に対応するため、新しい個人貸付サービスや長寿社会に対応した商品、更には郵便局の各種サービスを組み合わせた新サービスを早急に開発し提供すること。

国民の利便向上に資するため、公共料金の自動払込みや給与の自動受取り等のサービスをより一層推進し、特に、郵便局における国家公務員等の給与振込みを早急に実施すること。

官報(号外)

郵便貯金法の一部を改正する法律案
郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。
第十条第一項中「五百万元」を「七百万円」に改める。

参議院議長 土屋 義彦殿
衆議院議長 田村 元

附則

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十条第一項の改正規定は平成二年一月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。
(審議会への諮詢)
郵政大臣は、この法律の施行前においても改めること。

郵便貯金法の一部を改正する法律案
郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「五百万元」を「七百万円」に改める。

第十二条第一項中「つける」「付ける」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、政令で定める定期郵便貯金については、政令で定めるところにより市場金利を勘案し郵政大臣が定める利率によつて、利子を付けることができる。

第十二条第一項中「規定により政令で利率を定め、又は」を「政令を制定し若しくはこれを改正し、又は同項ただし書の利率を定め若しくは」に改める。

第六十六条第一項に次のただし書を加える。
つき郵政大臣が定める利率によつて利子を付ける定期郵便貯金を担保とする貸付金の利率は、政令で定めるところにより、郵政大臣が定める。

第六十六条第一項に次のただし書を規定に基づき郵政大臣が定める利率によつて利子を付ける定期郵便貯金を担保とする貸付金の利率は、政令で定めるところにより、郵政大臣が定める。

正後の郵便貯金法第十二条第一項ただし書及び第六十六条第一項ただし書の政令の制定のために同法第十二条第三項に規定する政令で定める審議会に諮問することができる。

審査報告書

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成元年六月二十日
通信委員長 稲久八重子

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、金融自由化その他の社会経済環境の変化に対応し、利用者に対するサービスの向上等を図るため、郵便為替法及び郵便振替法について所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は郵便為替及び郵便振替の料金体系をそれぞれ三段階へと簡明なものに改善するとともに、その料金の決定方法を改めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認められる。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成元年六月九日

衆議院議長 田村 元

参議院議長 土屋 義彦殿

元

第一条 郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のようにより改正する。
郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案

第三条及び第四条を次のように改める。
(郵便為替法の一部改正)

第三条(郵便為替に関する料金) 郵便為替に関する料金は、郵便為替事業の能率的な運営の下における適正な費用を償い、その健全な運営を図ることができるように足りる収入を確保するものでなければならない。

第四条 削除
第九条第一項中「為替金を受け入れたときは」の下に「必要な通知を電信で行つた上」を加え、同条第二項を削除。

第十二条第一項中「銀行」の下に「その他省令で定める金融機関(以下「銀行等」という。)」を加え、同条第二項中「銀行」を「銀行等」に改める。

第十七条第一項から第三項までを次のように改める。

郵便為替の料金は、当該具体的な役務の提供に要する費用、物価その他の経済事情及び少額の送金の利用者の利便を斟酌するとともに、一般の金融機関の送金の手数料についても配意したものでなければならない。

郵便為替の料金は、当該具体的な役務の提供に要する費用、物価その他の経済事情及び少額の送金の利用者の利便を斟酌するとともに、一般の金融機関の送金の手数料についても配意したものでなければならない。

為替の料金は、当該具体的な役務の種類に応じ、次の各号の表の上欄に掲げる為替金額の区分ごとに、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げる上限金額の範囲内で省令で定める金額(以下「基本料金」という。)とする。ただし、電信為替(以下「送達電信為替」という。)については、その料金は、基本料金に郵便に関する料金を基準として省令で定める金額(次項及び第四項において「郵便料金相応額」という。)を加えた額とする。

普通為替
為替金額の区分 上限金額
一万円以下 三百三十円
一万円を超え、十万円以下 四百九十九円
十万円を超え、百万円以下

普通為替 為替金額の区分	上限金額
一万円以下	三百三十円
一万円を超え、十万円以下	四百九十九円
十万円を超え、百万円以下	
二 電信為替	

為替金額の区分 上限金額
一万円以下 三百四十円
一万円を超え、十万円以下 六百九十円
十万円を超え、百万円以下 千三十円

為替金額が百万円を超える普通為替及び電信為替の料金は、百万円又はその端数ごとに各別に請求があつたものとみなして算出した基本料金を合計した額(送達電信為替については、これに郵便料金相應額を加えた額)とする。

第十七条第三項の次に次の三項を加える。
多數若しくは定期の為替金の受入れに係る普通為替又は電信為替であつて省令で定める取扱いを行うことにより費用が低減するものの料金は、前二項の規定にかかわらず、第二項第一号又は第二号の表の為替金額が一万円以下である場合の上限金額の範囲内で省令で定める金額(送達電信為替にあつては、これに郵便料金相應額を加えた額)とする。

定額小為替の料金は、為替金額が一万円以下の場合は、普通為替の基本料金を超えない範囲内で省令で定める金額とする。

郵政大臣は、第二項本文及び前項の省令の制定又は改正をしようとするときは、政令で定める審議会に諮詢しなければならない。

第十八条の見出し中「及び低減」を削り、同条第一項中「売さばき」を「売りさばき」と、「免除

普通為替

にかんがみ、大蔵大臣に協議しなければならない。

(郵便振替法の一部改正)

第二条 郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 在外加入者の郵便振替(第六十六条—第七十条)」を「第六章 雜則(第七十条の郵便振替(第六十六条—第七十条))」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条(郵便振替に関する料金)

郵便振替に関する料金は、郵便振替事業の能率的な経営の下における適正な費用を償い、その健全な運営を図ることができるに足りる収入を確保するものでなければならない。

し、又は低減する」を「免除する」に改め、同条第一項を削る。

第二十五条第三項中「取扱」を「取扱い」に、「郵便に関する料金を基準として省令の定める料金」を「省令で定める額の料金」に改める。

第二十六条中「第十七条第四項」を「第十七条第七項」に改める。

第三十条第二項中「通信料」を「料金」に改める。

第三十一条第二項を次のように改める。

郵政大臣は、前項の規定による取扱いをするときは、省令で定める額の料金を徴収することができる。

第三十四条の二第一項中「第九条第一項」を「第九条」に改める。

第三十五条の二第二項を次のように改める。

前項の規定による取扱いについては、第三十条第二項の規定を準用する。

第五章 雜則

第三十八条の三(協議) 郵政大臣は、第十七条第二項本文及び第五項の省令の制定又は改正をしようとするときは、第三条の規定の趣旨

するとともに、一般の金融機関の送金又は債権債務の決済の手数料についても配意したものでなければならない。

払込金額が百万円以下の払込み(第五項に規定するものを除く。以下この項から第四項までにおいて同じ。)、振替及び払出金額が百万円以下の払出し(第五項に規定するもの及び小切手払を除く。以下この項から第四項までにおいて同じ。)の料金は、当該具体的な役務の種類に応じ、払込み又は払出しにあつては第一号又は第三号の表の上欄に掲げる払込金額又は払出金額の区分ごとに、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げる上限金額の範囲内で、振替にあつては第二号に掲げる金額を超えない範囲内で、省令で定める金額(以下「基本料金」という。)とする。ただし、払出証書又は現金を受取人に送達する払出し(以下「送達払出し」という。)にあつては、その料金は、基本料金に郵便に関する料金を基準として省令で定める金額(次項及び第四項において「郵便料金相應額」という。)を加えた額とする。

一 払込み	払込金額の区分	上限金額
二 振替	一万円以下	三百円
三 払出し	一万円を超え、十万円以下	四百七十円
	十万円を超え、百万円以下	七百円
		百四十円
四 払出	一万円以下	三百円
	十万円を超え、十万円以下	六百円
	十万円を超え、百万円以下	九百円

払込金額又は払出金額が百万円を超える払込み又は払出しの料金は、百万円又はその端数ごとに各別に請求があつたものとみなして算出した基本料金を合計した額(送達払出しにあつては、これに郵便料金相應額を加えた額)とする。

多數若しくは定期の払込み又は払出しであつて省令で定める取扱いを行うことにより費用が低減するものの料金は、前二項の規定にかかるらず、第二項第一号又は第三号の表の払込金額又は払出金額が一万円以下である場合の上限金額の範囲内で省令で定める金額(送達払出しにあつては、これに郵便料金相應額を加えた額)とする。

次の各号に掲げる払込み又は払出しの料金は、簡明を旨とし、当該取扱いの特質を参酌して省令で定める金額とする。この場合において、多數若しくは定期の払込み又は払出し(第一号に掲げるものを除く)であつて省令で定める取扱いを行ふことにより費用が低減するものの料金の額は、第二項第一号又は第三号の表の払込金額又は払出金額が一万円以下である場合の上限金額を超えてはならないものとする。

一 第五十三条の三の規定による払出し

二 第五十一条第一項の規定による払出し

三 第五十二条第一項の規定による払出し

四 第五十二条第二項の規定による払出し

五 第五十八条第一項に規定する口座に当該

口座の加入者並びに市町村及びその組合並びに同項の金融機関以外の者が払い込む場合における払込み

六 第六十三条第一項の規定による払込み

七 第六十三条の二の規定による払込み

八 第六十四条の規定による払出し

九 加入者たる銀行が郵政大臣の指定する銀行において有する当座預金の口座に払出金

による現金払を請求する場合における払出

し、

郵政大臣は、第二項本文の省令の制定又は改正をしようとするときは、政令で定める審議会に諮問しなければならない。

第十九条の見出し中「及び低減」を削り、同条第一項中「通常現金払若しくは電信現金払」を「現金払」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第二十条第二項中「電信払込み又は電信振替に係る」を削る。

第二十一条第一項第二号を削り、同項第三号中「前号に掲げるものを除いて」を削り、同号を同項第二号とする。

第二十三条第一項及び第三項中「通常払込み及び通常振替」を「払込み及び振替」に改める。

第二十六条を次のように改める。

第二十八条第二項を次のように改める。

郵政大臣は、請求により前項の通知を行うときは、省令で定める額の料金を徴収することができる。

第三十二条を次のように改める。

第四十二条の二第一項中「通常現金払又は電信現金払」を「現金払」に改め、同条第一項中「通信料」を「料金」に改める。

第四十二条第一項及び第四十一条第一項中「通常現金払」を「現金払」に改める。

第四十条第一項及び第四十一条第一項中「通常現金払」を「現金払」に改める。

第四十二条第一項中「電信現金払」を「省令で定める」ところにより「現金払」に改める。

第五十一条第一項に規定する口座に当該

口座の加入者並びに市町村及びその組合並

びに同項の金融機関以外の者が払い込む場

合における払込み

第三十五条第二項を次のように改める。

郵政大臣は、前項の規定による取扱いをするときは、省令で定める額の料金を徴収することができる。

第三十六条中「郵政省の機関相互間の通知を通常振替にあつては郵便で、電信振替にあつては電信で行つた上」を削る。

第三十七条の三第三項中「通常振替の料金と同額とし、第一項」を「前項」に改め、同条第二項を削る。

第三十八条第一項中「又は振替を請求する場合においては、」の下に「省令で定めるところにより」を削り、「取扱」を「取扱い」に改める。

第三十九条第一項中「通常現金払及び電信現金払」を「現金払」に改め、「郵政省の機関相互間の通知を通常現金払にあつては郵便で、電信現金払にあつては電信で行つた上」を削り、同条第一項として次の一項を加える。

この法律に特別の定めのあるもののはか、払出しは現金払及び小切手払とする。

第三十九条中「通常現金払若しくは電信現金払」を「現金払」に、「第十九条第三項に規定する現金払」に改める。

第四十条第一項及び第四十一条第一項中「通常現金払」を「現金払」に改める。

第四十二条第一項中「電信現金払」を「省令で定める」ところにより「現金払」に改める。

第五十一条第一項に規定する口座に当該

口座の加入者並びに市町村及びその組合並

びに同項の金融機関以外の者が払い込む場

合における払込み

は、当該口座の預り金から控除してこれを徴求する場合における払込み又は振替の料金

は、当該口座の預り金から控除してこれを徴收する。

第六十三条第二項中「前項の料金及び第一項に規定する取扱いに係る口座に当該加入者以外の者が振替を請求する場合における」を「前項に規定する取扱いに係る口座の加入者以外の者が電気事業若しくはガス事業の料金又は受信料を納付するため、当該口座に払い込み又は振替を請求する場合における払込み又は」に改め、同条第二項を削る。

第六十四条第一項中「通常現金払又は電信現金払」を「現金払」に改め、同条第一項中「通信料」を「料金」に改める。

第四十二条の二第一項中「通常現金払又は電

信現金払」を「現金払」に改める。

第四十五条第一項中「銀行」の下に「その他省

令で定める金融機関(以下「銀行等」という。)を

加え、同条第二項中「銀行」を「銀行等」に、「以て」を「もつて」に改める。

第五十条の七中「第三十八条第三項」を「第三十六条の七中「第三十八条第三項」を「第三

十八条第四項」に改める。

第五十一条第二項及び第五十二条第三項中

「通常振替の料金と同額とし」を削る。

第五十八条第一項中「又は振替を請求する場

合を除いては、」の下に「省令で定めるところにより」を加え、「取扱」を「取扱い」に改める。

第五十九条第一項を削る。

第六十二条(取扱料金の徴収方法) 公金に関する郵便振替の口座の加入者並びに市町村及びその組合並びに第五十八条第一項の金融機関

に規定する取扱いに係る口座に当該加入者以外の者が当該口座に払い込み又は振替の料金

は、当該口座の預り金から控除してこれを徴求する場合における払込み又は振替の料金

は、当該口座の預り金から控除してこれを徴收する。

第六十三条第二項中「前項の料金及び第一項に規定する取扱いに係る口座に当該加入者以外の者が振替を請求する場合における」を「前項に規定する取扱いに係る口座の加入者以外の者が電気事業若しくはガス事業の料金又は受信料を納付するため、当該口座に払い込み又は振替を請求する場合における払込み又は」に改め、同条第二項を削る。

第六十四条第一項中「通常現金払又は電信現金払」を「現金払」に改める。

第六十五条第一項中「通信料」を「料金」に改める。

第六十六条第一項中「通常現金払」を「現金払」に改める。

第六十七条第一項中「又は振替を請求する場

合を除いては、」の下に「省令で定めるところにより」を加え、「取扱」を「取扱い」に改める。

第六十八条第一項中「又は振替を請求する場

合を除いては、」の下に「省令で定めるところにより」を加え、「取扱」を「取扱い」に改める。

第六十九条第一項中「又は振替を請求する場

合を除いては、」の下に「省令で定めるところにより」を加え、「取扱」を「取扱い」に改める。

第七十条第一項中「又は振替を請求する場

合を除いては、」の下に「省令で定めるところにより」を加え、「取扱」を「取扱い」に改める。

第七十一条第一項中「又は振替を請求する場

合を除いては、」の下に「省令で定めるところにより」を加え、「取扱」を「取扱い」に改める。

第七十二条第一項中「又は振替を請求する場

合を除いては、」の下に「省令で定めるところにより」を加え、「取扱」を「取扱い」に改める。

第七十三条第一項中「又は振替を請求する場

合を除いては、」の下に「省令で定めるところにより」を加え、「取扱」を「取扱い」に改める。

「払渡」を「払渡し」に、「第三十九条第一項」を「第三十九条第二項」に改める。

第五章の次に次の二章を加える。

第六章 雜則

第七十条の二(協議) 郵政大臣は、第十九条第

二項本文及び第五項の省令の制定又は改正を

しようとするときは、第四条の規定の趣旨に

かんがみ、大蔵大臣に協議しなければならない。

ただし、第十九条第五項の省令の制定又

は改正により多數若しくは定期の払込み又は

払出しであつて省令で定める取扱いを行なうこ

とにより費用が低減するものの料金を定め又

は変更しようとする場合にあつては、この限

りでない。

附 則

1 (施行期日)

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、

後の一月から施行する。

(審議会を定める政令の制定)

改正後の郵便為替法第十九条第六項及び改正

後の郵便振替法第十九条第六項に規定する政令

は、この法律の施行前においても制定すること

ができる。

(審議会への諮問)

3 郵政大臣は、この法律の施行前においても、改正後の郵便為替法第十九条第二項本文及び第五項並びに改正後の郵便振替法第十九条第二項本文の省令の制定のために、改正後の郵便振替法第十九条第六項及び改正後の郵便振替法第十八条第六項の政令で定める審議会に諮問することができる。

(経過措置)

4 この法律の施行前に請求した代金引換の取扱いにおける引換金に係る普通為替及び電信為替の料金並びにこの法律の施行前に納付された郵

便為替に関する料金の還付については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした払込み、振替の請求又は払出しの請求に係る郵便振替に関する取扱い並びに当該取扱いの料金及びその還付については、なお従前の例による。

〔糸久八重子君登壇、拍手〕

○糸久八重子君　だいま議題となりました三法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、金融自由化対策資金の運用及び簡易保険

郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案は、金融自由化時代における郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、郵便貯金特別会計

の金融自由化対策資金から簡易保険郵便年金福祉

事業団に資金を寄託して運用させることにより、

より有利な資金運用を図ることとする等を内容と

するものであります。

次に、郵便貯金法の一部を改正する法律案は、

郵便貯金の預金者の利益の増進等のため、郵便貯

金の預入限度額の引き上げ等を行うとともに、金

融自由化に的確に対応するため、從来政令で定め

ている郵便貯金の利率について、一部の郵便貯金

の利率は市場金利を勘案して郵政大臣が定めるこ

とができるようにしてること等の改正を行なうとす

るものであります。

次に、郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正

する法律案は、利用者に対するサービスの向上等

のものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(土屋義彦君)　これより採決をいたしま

うとするものであります。

まず、金融自由化対策資金の運用及び簡易保険

郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律

案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君)　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、郵便貯金法の一部を改正する法律案の採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君)　総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

次に、郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案の採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君)　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次いで、郵便貯金法の一部を改正する法律案について諮りましたところ、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、郵便為替法及び郵便振替法の一部を改

正する法律案について諮りましたところ、採決の

結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長(土屋義彦君)　これより採決をいたしま

うとするものであります。

まず、金融自由化対策資金の運用及び簡易保険

郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律

案の採決をいたしました。

○議長(土屋義彦君)　これより採決をいたしま

うとするものであります。

日程第一二 薬科衛生士法の一部を改正する法

法律案(衆議院提出)

以上三案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員

長前島英三郎君。

審査報告書

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成元年六月二十日

社会労働委員長 前島英三郎

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るため、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げるとともに、これらの手当額の自動改定の措置について定めるものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成元年度一般会計予算に約十六億八千万円が計上される。

附帯決議

政府は、広い意味における国家補償の見地に立つてその対策が講じられるべきであるとの原爆被爆者対策基本問題懇談会の意見等にかんがみ、被爆の実態に即応した援護対策を一層拡充するよう努めるとともに、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、昭和六十年に行われた原爆被爆者実態調査のうち死没者等調査について、速やかな解釈、その集大成を図ること。

二、被爆者の障害の実態に即して所得制限を撤廃するとともに、医療特別手当等については、他制度との関連も考慮し、生活保護の収入認定から外すことにについて検討すること。

三、原爆症の認定については、近時の科学的知見を踏まえつつ、被爆者の実情に即応するよう、制度と運営の改善を行うとともに、健康管理手

当の認定についても、原爆被爆者が高齢化していることを踏まえ、そのあり方について検討すること。

四、原爆病院の運営に当たっては、被爆者が必要とする医療を十分受けられるよう、施設・設備の充実を含め、万全の措置を講ずるとともに、被爆者に対する家庭奉仕員制度の充実及び相談業務の強化を図ること。

五、被爆者とその子及び孫に対する放射能の影響についての調査、研究及びその対策について十

一体化について検討し、その促進を図ること。

六、放射線影響研究所の研究成果を、被爆者の健康管理と治療に、より役立てるため、運営の一層の改善、同研究所の移転、原爆病院との連携強化等につき検討すること。

右決議する。

第三条第三項中「四万三千三百円」を「四万三千六百円」に改める。

第四条の二第三項中「三万八千五百円」を「三万八千八百円」に改める。

第五条第四項中「一万七千五百円」を「一万七千七百円」に改める。

第六条の二第三項中「一万三千八百円」を「一

万三千九百円」に、「二万七千五百円」を「二万七千七百円」に改める。

第七条 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条规定付する。

平成元年六月八日 衆議院議長 田村 元

参議院議長 土屋 義彦殿

(小字及び
――は衆議院修正)

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

千八百円」に改める。

第六条の二第三項中「三万八千八百円」を「三

万九千八百円」に改める。

第五条第四項中「二万七千五百円」を「二万八千四百円」に改める。

第五条の二第三項中「一万三千九百円」を「一

万四千二百円」に、「二万七千五百円」を「二万八千四百円」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

(手当額の自動改定)

第六条の二 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当

(以下この条において単に「手当」という。)については、総務省において作成する年平均の

全国消費者物価指数（以下「物価指数」といいう。）が昭和六十三年（この項の規定による手当の額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年の）の物価指數を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の当該手当の額を改定する。

2 前項の規定による手当の額の改定の措置は、政令で定める。

1 この法律中第一条及び次項の規定は、^{平成元年四月一日から、第二条及び附則第三項の規定は同年十月一日から施行する。}

2 附則
○^{ふら附則第四項まで}
^{公報の日}
1 この法律中第一条及び次項の規定は、^{平成元年四月一日から、第二条及び附則第三項の規定は同年十月一日から施行する。}

3 第一条の規定による改正後の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（以下「新法」という。）第二条第三項、第三条第三項、第四条の二第三項、第五条第四項及び第五条の二第三項の規定は、平成元年四月一日から適用する。

4 平成元年三月以前の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当については、なお従前の例による。

5 第一条の規定の施行前に支給された平成元年四月以降の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当は、新法の規定による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の内払とみなす。

別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例により、国債整理基金特別会計に総額約一百三十億円が計上される見込みである。

3 平成元年九月以前の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例により、国債の償還分は、平成二年度以降において、国債整理基金特別会計に総額約一百三十億円が計上されると想定される。

審査報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成元年六月二十日

社会労働委員長 前島英三郎

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の待遇

の改善を図るために、障害年金、遺族年金等の額

を引き上げることとに、昭和六十年四月一日以

後において、公務扶助料、遺族年金等の支給を

受けている者がなくなった戦没者等の遺族等

に特別弔慰金を支給するものであり、妥当な措

置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

1、費用
本法施行に要する経費として、平成元年度一

般会計予算に約二十億二千万円が計上されている。

なお、国債の償還分は、平成二年度以降において、国債整理基金特別会計に総額約一百三十億円が計上される見込みである。

4 附帯決議
政府は、次の事項について、速やかに格段の努力を払うべきである。
一、戦没者遺族等の老齢化の現状及び生活の実態にかんがみ、国民の生活水準の向上等に見合つて、今後とも援護の水準を引き上げ、公平な援護措置が行われるよう努めること。
二、戦没者遺族等の高齢化にかんがみ、海外旧戦域における遺骨収集、慰靈巡拝等について、さらに積極的に推進すること。

5 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案は、本院においてこれを修正議決した。

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

6 右決議する。

7 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案は、本院においてこれを修正議決した。

8 参議院議長 土屋 義彦殿
衆議院議長 田村 元

平成元年六月八日

平成元年六月二十一日 参議院議録第十六号 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案外二件

四〇四

第八条第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年 金 額
特別項症	第一項症の年金額に三、二九一、八〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	四、七〇四、〇〇〇円
第二項症	三、九一九、〇〇〇円
第三項症	三、二三九、〇〇〇円
第四項症	一、五五四、〇〇〇円
第五項症	一、〇六七、〇〇〇円
第六項症	一、六七〇、〇〇〇円
第一款症	一、五一四、〇〇〇円
第二款症	一、三八五、〇〇〇円
第三款症	一、一一一、〇〇〇円
第四款症	八九四、〇〇〇円
第五款症	七九一、〇〇〇円

第八条第二項中「十八万円」を「十九万二千円」に、「十二万円」を「十二万六千円」に、「十七万四千円」を「十八万円」に改め、同条第三項中「十八万円」を「十九万二千円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

障害の程度	金 額
第一款症	五、〇〇四、〇〇〇円
第二款症	四、一五一、〇〇〇円
第三款症	三、五六二、〇〇〇円
第四款症	二、九二六、〇〇〇円
第五款症	二、三四六、〇〇〇円

第八条の二第一項の表を次のように改める。

障害の程度	金 額
第一款症	三、八一四、四〇〇円
第二款症	三、一六五、〇〇〇円
第三款症	二、七一四、三〇〇円
第四款症	二、二三〇、一〇〇円
第五款症	一、七八九、四〇〇円

第八条の二第三項の表を次のように改める。

障害の程度	金 額
第一款症	三、八一四、四〇〇円
第二款症	三、一六五、〇〇〇円
第三款症	二、七一四、三〇〇円
第四款症	二、二三〇、一〇〇円
第五款症	一、七八九、四〇〇円

第二十六条第一項中「百五十六万四千四百円」を「百五十九万六千三百円」に改める。

第二十七条第一項中「百五十六万千四百円」を「百五十九万六千三百円」に、「百二十三万六千四百円」を「百二十六万四千三百円」に改め、同条第三項の表中「三七四、五〇〇円」を「三八三、九〇〇円」に、「二九五、一〇〇円」を「三〇一、

九〇〇円」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

障害の程度	年 金 額
特別項症	第一項症の年金額に二、五一〇、一〇〇円以内の額を加えた額

附則第十八項中「十八万円」を「十九万三千円」に改める。
 (戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正)

第二条 戰没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三項、第二条の二、第二条の三第一項並びに第三条たゞ書中「昭和六十一年四月一日」を「平成元年四月一日」に改める。

第五条第一項中「三十万円」を「十八万円」に、「十年」を「六年」に改める。

(施行期日)[○]

第一条 この法律は、平成元年四月一日から施行する。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 戰傷病者戦没者等の遺族による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「改正後の戦傷病者戦没者等援護法」という)の規定、この法律による改正後の戦傷病者戦没者等援護法の一部を改正する法律の規定及びこの法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(以下「新法」という)の規定は、平成元年四月一日から適用する。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 平成元年四月から同年七月までの月分の遺族年金及び遺族給与金については、この法律による改正後の戦傷病者戦没者等援護法(以下「改正後の戦傷病者戦没者等援護法」という)第二十六

条第一項中「百五十九万六千三百円」とあるのは「百五十九万九千四百円」と、改正後の戦傷病者戦没者等援護法第二十七条第一項中「百五十九万六千三百円」とあるのは「百五十九万九千四百円」と、「百一十六万四千三百円」とあるのは「百一十五万九千四百円」と、同条第三項の表中「三八三・九〇〇円」とあるのは「三八〇・九〇〇円」と、「三〇一・九〇〇円」とあるのは「一九九・九〇〇円」と、「一〇五・七〇〇円」とあるのは「一〇一・七〇〇円」とする。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(以下「旧法」という)による特別弔慰金で平成元年四月一日における特別弔慰金で「一〇五・七〇〇円」としてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

本法施行のため別に費用を要しない。

(歯科衛生士法の一部を改正する法律案の施行期日)[○]

第一条 本院提出案を右に送付する。

平成元年六月十六日

参議院議長 田村 元

衆議院議長 田村 元

歯科衛生士法の一部を改正する法律

3 新法による特別弔慰金を受けることができる者に交付する新法第五条第一項に規定する国債の発行の日は、平成元年十月一日とする。

一部を次のように改正する。

審査報告書
 歯科衛生士法の一部を改正する法律案
 第二条第一項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に、「口くら」を「口腔」に、「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「歯ぐき」を「歯茎」に、「附着物」を「付着物」に改め、同条に次の二項を加える。

3 歯科衛生士は、前二項に規定する業務のか、歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導をなすことを業とすることができる。

第三条中「以下試験」を「以下試験」と、「都道府県知事」を「厚生大臣」と、「以下免許」を「以下免許」に改める。

第五条中「左の各号の」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第二号中「外」を「ほか」に、「業務を含む」を「業務及び歯科衛生士の名称を用いてなす歯科保健指導の業務を含む」。第七条第三項及び第八条第二項において「業務」というに改める。

第六条中「都道府県に歯科衛生士籍」を「厚生省に歯科衛生士名簿」に改める。

第七条第一項中「歯科衛生士籍」を「歯科衛生士名簿」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改め、「歯科衛生士籍に登録し」を削り、「以下免許証」を「以下免許証」に改める。

第八条第一項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改め、「歯科診療の補助の業務を含む。」を削り、同条第三項中「第五条各号の一」を「第五条各号のいづれか」に、「都道府県知事」を「厚生大臣」に改め、「(歯科診療の補助の業務を含む。)を削り、同条第三項中「なおり」を「治り」と、「第七条第一項又は第二項」を「前条第一項及び第二項」に改め、同条第四項中「当つて」を「当たつて」と、

「都道府県知事」を「厚生大臣」に、「吏員」を「職員」に改め、同条第六項中「且つ」を「かつ」に、「都道府県知事」を「厚生大臣」に改め、同条の次に次の十七条を加える。

第八条の二 厚生大臣は、省令で定めるところに

より、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、歯科衛生士の登録の実施等に関する事務(以下「登録事務」という。)を行わせることができるものである。

2 指定登録機関の指定は、省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

3 厚生大臣は、他に指定を受けた者がなく、か

つ、前項の申請が次の各号に掲げる要件を満たしていると認めるときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

4 厚生大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。

一 中請者が、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法

人以外の者である」と。

二 申請者が、その行う登録事務以外の業務にいおそれがあること。

三 申請者が、第八条の十三の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなりた日から起算して二年を経過しない者

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

第八条の三 指定登録機関の役員の選任及び解任は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生大臣は、指定登録機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は处分を含む。)若しくは第八条の五第一項に規定する登録事務規程に違反する行為をしたとき、又は登録事務に

してはならない。

第八条の四 指定登録機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開

始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定登録機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

第八条の五 指定登録機関は、登録事務の開始前に、登録事務の実施に関する規程(以下「登録事務規程」という。)を定め、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第八条の六 指定登録機関は、登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

第八条の七 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登録事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録事務に従事する指定登録機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第八条の八 指定登録機関は、省令で定めるところにより、登録事務に関する事項で省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

第八条の九 厚生大臣は、この法律を施行するた

め必要があると認めるときは、指定登録機関に對し、登録事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

第八条の十 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、省令で定めるところにより、指定登録機関に對し、報告をさせることができる。

第八条の十一 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限

て、歯科衛生士の登録又は免許証若しくは歯科衛生士免許証明書(以下「免許証明書」という。)の書換え交付若しくは再交付を受けようとする者は実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。

2 前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

3 前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関に納付しなければならない。

度で、その職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、指定登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第八条の十二 指定登録機関は、厚生大臣の許可を受けなければ、登録事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

第八条の十三 厚生大臣は、指定登録機関が第八条の二第四項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生大臣は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第八条の二第三項各号に掲げる要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第八条の三第二項、第八条の五第二項又は第八条の九の規定による命令に違反したとき。

三 第八条の四又は前条の規定に違反したとき。

四 第八条の五第一項の認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行つたとき。

五 次条第一項の条件に違反したとき。

第八条の十四 第八条の二第二項、第八条の三第

一項、第八条の四第一項、第八条の五第一項又は第八条の十二の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

第八条の十五 厚生大臣は、第八条の十三の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な説明の提出の機会を与えるなければならない。

第八条の十六 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

第八条の十七 厚生大臣は、指定登録機関の指定をしたときは、登録事務を行わないものとす

2 厚生大臣は、指定登録機関が第八条の十二の規定による許可を受けて登録事務の全部若しく

は一部を休止したとき、第八条の十三第二項の規定により指定登録機関に対し登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定登録機関が天災その他の事由により登録事務の全

部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、登録事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

第八条の十八 厚生大臣は、次に掲げる場合に

は、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第八条の二第一項の規定による指定をしたとき。

二 第八条の十二の規定による許可をしたとき。

三 第八条の十三の規定により指定を取り消し、又は登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第二項の規定により登録事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた登録事務の全部若しくは一部を行わないとするとき。

第五条の二 第八条の二の二の次に次の七条を加える。

四 前条第二項の規定により登録事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた登録事務の全部若しくは一部を行わないとするとき。

第五条の三 試験を受けようとする者は、実費を勘定して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

第六条の四 厚生大臣は、省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定試験機関」）により、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

第十二条の二 厚生大臣は、厚生省に置く歯科衛生士試験委員（次項において「試験委員」という。）に、試験の問題の作成及び採点を行わせる。

2 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

第十二条の二を削る。

第十二条の三中「試験に」を「厚生大臣は、試験に」に改め、同条後段を削り、同条に次の二項を加え、同条を第十二条の二とする。

2 厚生大臣は、前項の規定による処分を受けた者について、期間を定めて試験を受けることができるものとする。

2 厚生大臣は、前項の規定による処分を受けた者について、期間を定めて試験を受けることができるものとすることができる。

第十二条の三 試験を受けようとする者は、実費を勘定して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

第六条の四 厚生大臣は、省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定試験機関」）により、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

第十二条の五 指定試験機関は、試験の問題の作成及び採点を歯科衛生士試験委員（次項、次条及び第十二条の八において「試験委員」という。）に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

第十二条の六 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

第十二条の七 指定試験機関が試験事務を行う場合において、指定試験機関は、試験に関して不正の行為があつたときは、その不正行為に關係のある者について、その受験を停止させることができること。

2 前項に定めるもののほか、指定試験機関が試験事務を行う場合における第十二条の二及び第十二条の三第一項の規定の適用については、第十二条の二第一項中「その受験を停止させ、又はその試験」とあるのは「その試験」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項又は第十二条の七」と、第十二条の三第一項中「国」とあるのは「指定試験機関」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第十二条の三第一項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

第十二条の八 第八条の二第三項及び第四項、第八条の三から第八条の五まで並びに第八条の七

から第八条の十八までの規定は、指定試験機関について準用する。この場合において、これら

の規定中「登録事務」とあるのは「試験事務」と、「登録事務規程」とあるのは「試験事務規程」と、第八条の二第三項中「前項」とあり、及び同条第四項各号列記以外の部分中「第二項」とあるのは「第十二条の四第二項」と、第八条の三及び第八

条の七中「役員」とあるのは「役員（試験委員を含む。）」と、第八条の十三第二項第三号中「又は前条」とあるのは「前条又は第十二条の五」と、第八条の十四第一項及び第八条の十八第一号中「第八条の二第一項」とあるのは「第十二条の四第一項」と読み替えるものとする。

第十五条中「第十三条」を「第八条の七第一項（第

十二条の八において準用する場合を含む。）又は第十三条」に、「一円」を「三十万円」に改め、同条を第十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

第十五条 第八条の十三第二項（第十二条の八に

おいて準用する場合を含む。）の規定による登録事務又は試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定

試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十六条中「六箇月以下の懲役又は五千円」を「三十万円」に改め、同条第一号を次のように改める。

第十三条の二の次に次の四条を加える。

七第一項」と、第十二条の三第一項中「国」とあるのは「指定試験機関」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第十二

条の三第一項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とす

い。ただし、前条の規定の適用を妨げない。

第十三条の五 歯科衛生士は、正当な理由がない、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。歯科衛生士でなくなった後においても、同様とする。

第十六条の二 第十三条の六の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十六条の三 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第十四条を削る。

第十五条中「第十三条」を「第八条の七第一項（第

十二条の八において準用する場合を含む。）又は第十三条」に、「一円」を「三十万円」に改め、同条を第十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

第十五条 第八条の十三第二項（第十二条の八に

おいて準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、

二 第八条の十（第十二条の八において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、

三 第八条の十一第一項（第十二条の八において準用する場合を含む。）の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対しても陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたときは、

四 第八条の十二（第十二条の八において準用する場合を含む。）の許可を受けないで登録事務又は試験事務の全部を廃止したとき。

第十七条中「これを五千円」を「十万円」に改める。

五 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者

2 前項第四号の罪は、告訴を待つて論ずる。

第十六条の二 第十三条の六の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十六条の三 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第十四条を削る。

第十五条中「第十三条」を「第八条の七第一項（第

十二条の八において準用する場合を含む。）又は第十三条」に、「一円」を「三十万円」に改め、同条を第十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

第十五条 第八条の十三第二項（第十二条の八に

おいて準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、

二 第八条の十（第十二条の八において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、

三 第八条の十一第一項（第十二条の八において準用する場合を含む。）の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対しても陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたときは、

四 第八条の十二（第十二条の八において準用する場合を含む。）の許可を受けないで登録事務又は試験事務の全部を廃止したとき。

第十七条中「これを五千円」を「十万円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(歯科衛生士免許等に関する暫定措置)

第二条 厚生大臣の告示する日までの間は、この法律による改正後の歯科衛生士法（以下「新法」という。）による歯科衛生士免許及び歯科衛生士の業務の停止については、新法第二条第一項、第三条、第七条第二項並びに第八条第一項、第二項、第四項及び第六項中「厚生大臣」とあるのは「都道府県知事」と、新法第六条中「厚生省に歯科衛生士名簿」とあるのは「都道府県に歯科衛生士籍」と、新法第七条第一項及び第九条中「歯科衛生士籍」とあるのは「歯科衛生士籍」とし、新法第八条の二から第八条の十八までの規定は適用しない。

(歯科衛生士試験に関する暫定措置)

第三条 厚生大臣の告示する日までの間は、新法による歯科衛生士試験については、新法第十一條及び第十二条の二中「厚生大臣」とあるのは「都道府県知事」と、新法第十二条の二第一項中「厚生大臣は、厚生省」とあるのは「都道府県知事は、都道府県」とし、新法第十二条の八までの規定は適用しない。

(旧法の規定等により歯科衛生士免許を受けた者)

第四条 この法律による改正前の歯科衛生士法

(以下「旧法」という。)第三条の規定により歯科衛生士免許を受けた者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において、附則第二条の規定により読み替えて適用する新法第六条の規定による歯科規定により歯科衛生士免許を受けた者とみなす。

2 附則第二条の規定により読み替えて適用する

新法第三条の規定により歯科衛生士免許を受けた者は、附則第二条に規定する厚生大臣の告示する日（以下「告示日」という。）の翌日において、新法第三条の規定により歯科衛生士免許を受けた者とみなす。

(旧法の規定等による歯科衛生士免許証)

第五条 旧法第七条第二項の規定により交付された歯科衛生士免許証は、施行日において、附則第一条の規定により読み替えて適用する新法第七条第二項の規定により交付された歯科衛生士免許証とみなす。

(講習会)

第六条 歯科衛生士は、当分の間、厚生大臣の指定する講習会を受けるよう努めるものとする。

第七条 歯科衛生士は、当分の間、厚生大臣の指定する講習会を受けるよう努めるものとする。

第八条 この法律の施行の際現に歯科衛生士又は第六条 施行日において、旧法第六条の規定によると、新法第十三条の六の規定は、この法律の

(旧法等による処分及び手続)

第九条 この附則に特別の規定があるものを除くほか、旧法の規定によってした処分、手続その他の行為は、施行日において、附則第二条又は第三条の規定により読み替えて適用する新法中

にこれに相当する規定があるときは、附則第二条又は第三条の規定により読み替えて適用する新法によつてしたものとみなす。

第十条 この附則に特別の規定があるものを除くほか、附則第二条又は第三条の規定により読み替えて適用する新法によつてした処分、手続その他行為は、告示日の翌日又は附則第三条に規定する厚生大臣の告示する日の翌日において、

新法中にこれに相当する規定があるときは、新法によってしたものとみなす。

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(経過措置の政令への委任)

第十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第十四条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号内の次に次のように加え

(六の二)

歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)による

歯科衛生士名簿にする登録	登録件数	一件につき九千円
登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円

(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第十三条 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の一部を改正する法律

(昭和六十三年法律第七十一号)の一部を次のよう改正する。

附則第一条中「昭和六十五年四月一日」を「平成二年四月一日」に改める。

附則第十五条のうち登録免許税法別表第一第二十三号内の次に次のように加える改正規定中

「別表第一第二十三号内」を「別表第一第二十三号内」に、「六の二」を「六の三」に改める。

(柔道整復師法の一部を改正する法律の一部改正)

第十四条 柔道整復師法の一部を改正する法律

(昭和六十三年法律第七十二号)の一部を次のよう改正する。

附則第一条中「昭和六十五年四月一日」を「平成二年四月一日」に改める。

附則第三条中「第二章」を「第一条第一項及び

二十三号内の次に次のように加える改正規定

医療特別手当等の額の改定について自動物価スライド方式を導入するものであります。

○議長(土屋義彦君) これより三案を一括して採決いたします。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総賛起立と認めます。

(厚生省設置法の一部改正)

第十五条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百五十一号)の一部を次のよう改正する。

第六条第三十三号を次のよう改める。

三十三 歯科衛生士の試験、免許及び登録を行ひ、並びに免許を取り消し、及び業務の停止を命ずること。

第六条第三十三号の次に次の一号を加える。

「別表第一第二十三号内」を「別表第一第二十三号内」に、「六の二」を「六の三」に改める。

(柔道整復師法の一部を改正する法律の一部改正)

第十四条 柔道整復師法の一部を改正する法律

(昭和六十三年法律第七十二号)の一部を次のよう改正する。

附則第一条中「昭和六十五年四月一日」を「平成二年四月一日」に改める。

附則第三条中「第二章」を「第一条第一項及び

二十三号内の次に次のように加える改正規定

○前島英三郎君 ただいま議題となりました三法

律案につきまして、社会労働委員会における審査

審査報告書

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決しました。よって要領書を添えて報告する。

平成元年六月二十日

文教委員長 杉山 令摩

参議院議長 土屋 義彦

要領書

1、委員会の決定の理由

本法律案は、秋田大学の医療技術短期大学部の併設と群馬大学工業短期大学部の廃止を行うとともに、国立大学共同利用機関を大学共同利

用機関と名称を改め、公立・私立を含めた大学全体の共同利用機関とする」とのほか、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る職員の定員を改めようとするものであり、妥当な措置と認めた。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に要する経費として、平成元年度国立学校特別会計予算に、二億八千八百九十七万千円が計上されている。

附帯決議

政府及び関係者は、次の事項について特段の配慮を行うべきである。

一 高等教育に対する新たな時代の要請に基づき、大学、大学院の教育・研究体制のより一層の充実を図るため、財政措置を含め必要な諸条件の整備に努めること。

二 大学共同利用機関については、国・公・私立大学の共同利用の機関として実効があがるよう、教官・技術職員等の充実、研究経費の確保、その他組織的整備に努めること。

右決議する。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

<p>平成元年六月九日</p> <p>衆議院議長 田村 元</p> <p>参議院議長 土屋 義彦殿</p> <p>(小字及び一は衆議院修正)</p> <p>国立学校設置法の一部を改正する法律案</p> <p>国立学校設置法の一部を改正する法律案</p> <p>国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「国立大学共同利用機関」を「大学共同利用機関」に改める。</p> <p>第三条の三第二項中「国立大学共同利用機関」を「大学共同利用機関」に改める。</p> <p>第三条の四第二項の表中「東北大学医療技術短期大学部」を「東北大学医療技術短期大学部」に、</p> <p>附 則</p> <p>1 この法律は、平成元年四月一日から施行する。ただし、第三条の四第二項の表の改正規定のうち秋田大学医療技術短期大学部に係る部分は同年十月一日から、群馬大学工業短期大学部に係る部分は平成四年四月一日から施行する。</p> <p>(群馬大学工業短期大学部の存続に関する経過措置)</p> <p>2 群馬大学工業短期大学部は、改正後の第三条の四第二項の規定にかかるわらず、平成四年三月三十日に当該短期大学部に在学する者が当該</p>
--

第九条の二の見出しへ「(大学共同利用機関)」に改め、同条第一項中「国立大学における」を「大学における」に改め、「資するため」の下に「大学の共同利用の機関として」を加え、「国立大学の共同利用の機関」として「を削り、「国立大学共同利用機関」を「大学共同利用機関」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 大学共同利用機関は、大学の教員その他の者で当該大学共同利用機関の目的たる研究その他の事項と同一の事項に従事するものの利用に供するものとする。

〔杉山令鑑君登壇、拍手〕

第九条の二第三項中「国立大学共同利用機関」を「大学共同利用機関」に改め、「国立大学その他の」を削る。

附則第三項中「一万九千八百七十二人」を「一万九千八百七十六人」に改める。

○杉山令鑑君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、秋田大学の医療技術短期大学部の設置と群馬大学工業短期大学部の廃止を行うとともに、国立大学共同利用機関を大学共同利用機関と名称を改め、公立・私立を含む全大学の利用機関とするとのほか、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等の職員の定員を改めようとするものであります。

なお、衆議院におきまして施行期日について修正が行われております。

委員会におきましては、大学共同利用機関の整備の方針、学術研究予算の充実、看護婦の養成計画、大学入学者選抜のあり方、日本語教育の拡充と外国人留学生の受け入れ体制などの諸問題につ

短期大学部に在学しなくなる日までの間存続するものとする。

(国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法の一一部改正)

3 国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法(昭和五十七年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「国立大学共同利用機関」を「大学共同利用機関」に改める。

〔杉山令鑑君登壇、拍手〕

○杉山令鑑君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、秋田大学の医療技術短期大学部の設置と群馬大学工業短期大学部の廃止を行うとともに、国立大学共同利用機関を大学共同利用機関と名称を改め、公立・私立を含む全大学の利用機関とするとのほか、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等の職員の定員を改めようとするものであります。

なお、衆議院におきまして施行期日について修正が行われております。

委員会におきましては、大学共同利用機関の整備の方針、学術研究予算の充実、看護婦の養成計画、大学入学者選抜のあり方、日本語教育の拡充と外国人留学生の受け入れ体制などの諸問題につ

いて質疑が行われましたが、その詳細は会議録に
よって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、大学・大学院の充実に必要な諸条件の整備など二項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めました。

[賛成者起立]

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化にかんがみ、特定農産加工業者の新たな経済的環境への適応の円滑化を図り、農業及び農産加工業の健全な発展に資するため、その経営の改善を図ろうとする特定農産加工業者に対し、農林漁業金融公庫からの資金の貸付けその他の措置を講じようとする特の資金の貸付けその他の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用
本法施行のため、特定農産加工業体質強化資金利子助成補助金三千二百四十八万五千円及び都道府県の計画承認に要する事務費補助金四百八万九千円が平成元年度一般会計予算に計上されている。

三、加工適性品種の開発、栽培技術の確立に努め、農業の生産性向上等を図ることにより農産加工業のニーズに即した原料農産物の安定的供給が図られるよう努めること。

四、国民に対し、安価で良質かつ安全な食品の安定的な供給が図られるよう食品流通の合理化を促進するところに、検査体制の整備、表示の適正化に努めること。

五、経営改善計画等の承認に当たつては、速やかに行えるよう指導体制の整備に努めるとともに、地域農業の振興との関係に十分な配慮がなされるよう指導すること。更に、経営改善計画

の輸入自由化措置等により、我が国の農産加工業は厳しい事態に直面せざるを得なくなつてゐる。よつて、政府は、農業及び農産加工業の健全な発展を図るため、農産加工業者の新たな経済的環境への円滑な適応が図られるよう、本法の施行に当たり、次の事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

六、特定農産加工業者に対する融資制度の運用に当たつては、農産加工業の実態を十分考慮した適正かつ迅速な貸付けに留意し、事務手続きの簡素化等に配慮するとともに、所要の資金枠の確保に努めること。

七、農産物の市場開放措置の特定農産加工業者に対する経営への影響は、雇用される労働者の利害に重大な関係を有するものであることにかんがみ、雇用の安定、生活の安定に最大限の措置を講ずるよう関係行政機関との連携を密にし、雇用安定対策に万全を期すること。

八、特定農産加工業経営改善臨時措置法案の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

官報(号外)

農林水産委員長 福田 宏一
参議院議長 土屋 義彦殿
要領書

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めました。

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化にかんがみ、特定農産加工業者の新たな経済的環境への適応の円滑化を図り、農業及び農産加工業の健全な発展に資するため、その経営の改善を図ろうとする特定農産加工業者に対し、農林漁業金融公庫からの資金の貸付けその他の措置を講じようとする特の資金の貸付けその他の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用
本法施行のため、特定農産加工業体質強化資金利子助成補助金三千二百四十八万五千円及び都道府県の計画承認に要する事務費補助金四百八万九千円が平成元年度一般会計予算に計上されている。

三、加工適性品種の開発、栽培技術の確立に努め、農業の生産性向上等を図ることにより農産加工業のニーズに即した原料農産物の安定的供給が図られるよう努めること。

四、国民に対し、安価で良質かつ安全な食品の安定的な供給が図られるよう食品流通の合理化を促進するところに、検査体制の整備、表示の適正化に努めること。

五、経営改善計画等の承認に当たつては、速やかに行えるよう指導体制の整備に努めるとともに、地域農業の振興との関係に十分な配慮がなされるよう指導すること。更に、経営改善計画

審査報告書
特定農産加工業経営改善臨時措置法案
右は多數をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

農産加工業は、農業と極めて密接な関連の下で、国民に食料を安定的に供給し、地域農業の振興と地域経済の活性化に資する等重要な役割を果たしてきた。しかるに、農産加工品の輸入の増大に加え、今回の牛肉・かんきつ・農産物十二品目

等の円滑な実施のため実効ある指導を行うこと。

六、特定農産加工業者に対する融資制度の運用に当たつては、農産加工業の実態を十分考慮した適正かつ迅速な貸付けに留意し、事務手続きの簡素化等に配慮するとともに、所要の資金枠の確保に努めること。

七、農産物の市場開放措置の特定農産加工業者に対する経営への影響は、雇用される労働者の利害に重大な関係を有するものであることにかんがみ、雇用の安定、生活の安定に最大限の措置を講ずるよう関係行政機関との連携を密にし、雇用安定対策に万全を期すること。

八、特定農産加工業経営改善臨時措置法案の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成元年六月八日

参議院議長 田村 元

特定農産加工業経営改善臨時措置法案
(目的)

第一条 この法律は、最近における農産加工品等

の輸入に係る事情の著しい変化に対処して、特

定農産加工業者の経営の改善を促進するための措置を講ずることにより、その新たな経済的環境への適応の円滑化を図り、もって農業及び農産加工業の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「農産加工品」とは、農産物(畜産物を含む。以下同じ。)を原料又は材料として生産される飲食料品その他の農産物の加工品をいい、「農産加工業」とは、農産加工品を生産する事業をいう。

2 この法律において「特定農産加工業」とは、その業種に属する事業が農産加工業であり、かつ、当該事業により生産される農産加工品又はこれと競争関係にある農産加工品(これらの原材料又は材料たる農産物を含む。)の輸入に係る事情の著しい変化により、当該事業を行う相当数の事業者の事業活動に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる業種として農林水産省令で定めるものをいい、「特定農産加工業者」とは、特定農産加工業に属する事業を行う者をいう。

(計画の承認)

第三条 特定農産加工業者又は事業協同組合その他の政令で定める法人で特定農産加工業者を直接若しくは間接の構成員(以下単に「構成員」という。)とするもの(以下「特定事業協同組合等」という。)は、特定設備(特定農産加工業に属す

る事業において農産加工品を生産する設備で、その生産能力が著しく過剰となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれるものとして農林水産省令で定めるものをいう。

第六条第一項において同じ。)の廃棄、事業の転換(他の農産加工業への転換に限る。第五条第一項において同じ。)、新商品又は新技术の研究開発又は利用(農産加工業に係るものに限る。)、事業の合理化その他の経営の改善を図るために設置(特定事業協同組合等にあっては、その構成員の経営の改善を図るための措置。以下「経営改善措置」という。)に関する計画を作成し、これを当該計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該計画が

一項において同じ。)の廃棄、事業の転換(他の農産加工業への転換に限る。第五条第一項において同じ。)、新商品又は新技术の研究開発又は利用(農産加工業に係るものに限る。)の事業の合理化その他の経営の改善を図るために設置(特定事業協同組合等にあっては、その構成員の経営の改善を図るための措置。以下「経営改善措置」という。)に関する計画を作成し、これを当該計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該計画が

要部分の譲渡若しくは譲受けその他これらに準ずる行為をいう。以下同じ。)に関する計画を作成し、これを当該計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該計画が

一 当該計画に係る特定農産加工業者が農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対応して新たな経済的環境に円滑に適応するため有効かつ適切なものであることを認めるときは、その承認をするものとする。

二 都道府県知事は、第一項又は第二項の承認の申請があった場合において、その計画が、次の各号に適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

三 第一項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 経営改善措置の目標

二 経営改善措置の内容及び実施時期

三 経営改善措置の実施に伴い必要となる資金の額及びその調達方法

四 特定事業協同組合等が新商品又は新技术の研究開発に必要な試験研究費に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準

五 その他農林水産省令で定める事項

4 第二項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業提携の目標

二 事業提携の内容及び実施時期

三 事業提携の実施に伴い必要となる資金の額及びその調達方法

四 特定事業協同組合等が新商品又は新技术の研究開発の共同化に必要な試験研究費に充てるためその構成員又は関連農産加工業者に対する承認を取り消すことができる。

3 前条第五項の規定は、第一項の承認について準用する。

(農林漁業金融公庫からの資金の貸付け)

第五条 農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八条第一項、第四項及び第五項、第十八条の二第一項、第十八条の三第一項並びに附則第二十三項に規定する業務のほか、承認特定農産加工業者等(第三条第二項の承認に係る合併により設立した法人又は当該承認に係る出資に基づいて設立された法人を含む。)に対し、承認計画に従つて経営改善措置又は事業提携を行うのに必要な資金のうち、新商品若しくは新技術の研究開発若しくは利用(これらのために施設を改良し造成し若しくは取得し若しくは特別に費用を支出して行うもの又はこれらの利用に関する権利を取得するものに限る。)に必要な長期かつ低利の資金又は事業の転換、事業の合理化若しくは事業提携を行うのに必要な製造若しくは加工のための施設の改良、造成若しくは取得に必要な長期かつ低利の資金であって、他の金融機関が融通することを困難とするものの貸付けの業務を行ふことができる。

2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、農林漁業金融公庫が定める。

3 第一項の規定により農林漁業金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての農林漁

官報号外

業金融公庫法第二十九条第二項、第三十条第二項第一号及び第三十六条第三号の規定の適用については、同法第二十九条第一項及び第三十条第二項第一号中「融通法」とあるのは「特定農産加工業経営改善臨時措置法」と、同法第三十六条第三項並びに特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項」とする。

(課税の特例)

第六条 第三条第一項の承認を受けた特定農産加工業者が承認計画に従つて特定設備の廃棄を行った場合において、当該特定設備の廃棄を行ったた當該特定農産加工業者について当該特定設備の廃棄により欠損金を生じたときは、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めることにより、法人税に係る欠損金の繰越しへについて特別の措置を講ずる。

2 第三条第一項又は第二項の承認を受けた特定農産加工業者が承認計画に従つて新たに取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却をすることができる。

3 第三条第一項又は第二項の承認を受けた特定事業協同組合等(以下「承認特定事業協同組合等」という。)が、承認計画で定める賦課の基準に基づいて、その構成員に対し、当該承認計画で定める新商品又は新技術の研究開発に係る試験研究(以下「承認計画に係る試験研究」とい

う。)に必要な機械装置(工具、器具及び備品を含む。)を取得し、又は製作するための費用に充てたための負担金を賦課した場合において、その構成員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について特別償却を行うことができる。

4 承認特定事業協同組合等が、承認計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員又は関連農産加工業者に対し承認計画に係る試験研究のための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、その構成員又は関連農産加工業者が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について試験研究費の額が増加した場合等の課税の特例の適用があるものとする。

5 承認特定事業協同組合等が、承認計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員又は関連農産加工業者に対し賦課した負担金の全部又は一部をもつて、承認計画に係る試験研究の用に直接供する固定資産を取得し、又は製作したときは、租税特別措置法で定めるところにより、所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。(雇用の安定等)

第十条 国は、特定農産加工業者が農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化により事業活動の縮小を余儀なくされた場合においては、その特定農産加工業者の雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び都道府県は、特定農産加工業者が事業の転換を行う場合又は事業活動の縮小を余儀なくされた場合においては、その特定農産加工業者に雇用されていた労働者について、職業訓練の実施、就職のあっせんその他者の職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(報告の徵収)

第十一條 都道府県知事は、承認特定農産加工業

(指導及び助言)

第八条 国及び都道府県は、承認特定農産加工業者等に対し、経営改善措置又は事業提携の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(合理化施策の推進)

第九条 国及び都道府県は、特定農産加工業者が行う経営改善措置又は事業提携と併せて、特定農産加工業者の新たな経済的環境への適応を円滑にするため、農業の生産性の向上、技術の研究開発の推進その他の農産加工業の合理化の促進に必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

者等に対し、承認計画の実施状況について報告を求めることがある。

(罰則)

第十二条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して五年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第十四号の次に次の二号を加える。

十四の一 特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第一号)第三条第一項

又は第二項の規定による承認を受けた同

法第二条第一項に規定する特定農産加工業者又は同法第三条第一項に規定する特定事

業協同組合等(同条第二項の承認に係る合

併により設立した法人又は当該承認に係る出資に基づいて設立された法人で政令で定めるものを含む。)が同法第四条第二項に規定する承認計画に従つて実施する同法第三

条第一項に規定する事業改善措置又は同条第二項に規定する事業提携に係る事業(政令で定める施設をその用に供するものに限る。)の用に供する土地

附則第十一条の四に次の二項を加える。

15 道府県は、特定農産加工業経営改善臨時措置法第三条第二項の規定による承認を受けた

同法第二条第二項に規定する特定農産加工業者が同法第四条第二項に規定する承認計画に従つて営業の譲渡(当該譲渡が同法の施行の日から平成六年三月三十一日までの間にされたものに限る。)をした場合において、当該譲

渡を受けた者が当該譲渡に係る不動産(政令で定めるものに限る。)を取得し、かつ、当該不

動産の取得の日から引き続き三年以上当該不

動産を政令で定めるところにより当該承認計画に係る事業(これに係るものとして政令で定める事業を含む。)の用に供したときは、当

該不動産の取得に対し課する不動産取得税について、当該取得が当該承認(同条第一

項の規定による変更の承認を含む。)の日から

一年以内に行われたときに限り、当該税額から価格の十分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

16 第七十三条の二十五から第七十三条の二十七までの規定は、前項に規定する不動産の取扱いに対して課する不動産取得税の税額の徵收

猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徵収金の還付について準用する。この場合において、第七十三条の二十一第一項中「土地の取得」とあるのは「附則第五第一項中「土地の取得」とあるのは「附則第十一条の四第十五項に規定する不動産(以下第七十三条の二十七までにおいて「不動産」という。)の取得」と、「当該土地」とあるのは「当該不動産」と、「前条第一項第一号又は第一項第一号」とあるのは「同項」と、「同条第一項第一号又は第一項第一号」とあるのは「当該不動産」と、「當該土地」とあるのは「當該不動

産」という。)の取得」と、「当該土地」とあるのは「当該不動産」と、「前条第一項第一号又は第一項第一号」とあるのは「同項」と、「同条第一項第一号又は第一項第一号」とあるのは「当該不動産」と、「當該土地」とあるのは「當該不動

五項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

附則第三十二条の三の二第九項中「次項」を

「第十一項」と、「第十二項」を「第十三項」に改め、同条中第十三項を第十五項とし、第十二項を第十三項とし、同項の次に次の二項を加え

る。

14 事業所用家屋で第十項に規定する施設に係

るもの的新築又は増築で当該施設に係る事業を行なう者が建築主であるものに対して課する新増設に係る事業所税の課税標準となるべき

新増設事業所床面積の算定については、当該新築又は増築が平成六年三月三十一日までに行なわれたときに限り、当該新築又は増築に係る新増設事業所床面積(第七百一条の三十四

行なわれたとき)に限り、当該新築又は増築に係る新増設事業所床面積(第七百一条の三十四

(新增設に係る事業所税に関する部分に限る。)の規定の適用を受けるものを除く。)から当該面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百

一条の四十一第八項の規定を適用する。

附則第三十二条の三の二第十一項を同条第十

二項とし、同条第十一項中「前項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。

10 特定農産加工業経営改善臨時措置法第二条第一項又は第二項の規定による承認を受けた

同法第二条第二項に規定する特定農産加工業者又は同法第三条第一項に規定する特定事業

協同組合等（同条第一項の承認に係る合併により設立した法人又は当該承認に係る出资に基づいて設立された法人で政令で定めるものを含む。）が同法第四条第二項に規定する承認計画に従つて実施する同法第三条第一項に規定する経営改善措置又は同条第一項に規定する事業提携に係る事業の用に供する施設で政令で定めるものに係る事業所等において行う事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割又は従業者割の課税標準となるべき事業所床面積又は従業者給与総額の算定については、当該事業が法人の事業である場合に年度分、当該事業が個人の事業である場合に平成五年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積又は従業者給与総額第七百一条の三十四（事業に係る事業所税に関する部分に限る。）の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額にそれぞれ二分の一を乗じて得た面積又は金額を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

〔福田宏一君登壇、拍手〕

○福田宏一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化にかんがみ、特定農産加工業者の経営の改善を図るため、所要の措置を講じようとするものであります。委員会におきましては、農産物輸入自由化等の国内農業・農産加工業への影響、農産加工業の現状、農産加工業に対する支援措置の内容とその効果、農産加工業従業者の雇用問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して下田委員より反対である旨の発言がありました。

討論終局の後、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、七項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。（拍手）

一、委員会の決定の理由

本法律案は、新たな経済的環境に即応した産業分野の開拓を促進するため、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は国民生活の利便の増進に寄与する特定新規事業の実施に関する指針の策定及び実施計画の認定等について定めるとともに、産業基盤整備基金の業務に特定新規事業の実施を円滑化するために必要な業務を追加するほか、特定新規事業の実施に必要な資金を調達するために発行する新株引受け権付社債につき発行限度の特例を設ける等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

○議長（土屋義彦君） 通半数と認めます。

○議長（土屋義彦君） これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〔賛成者起立〕

○議長（土屋義彦君） 通半数と認めました。

よつて、本案は可決されました。

（定義）

第一条 この法律は、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は国民生活の利便の増進に寄与する特定新規事業について、事業資金の調達を円滑にする等その実施を円滑に進めるための措置を講ずることにより、新たな経済的環境に即応した産業分野の開拓を図り、もつて国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「特定新規事業」とは、新商品を生産し、若しくは新たな役務を提供す

○議長（土屋義彦君） 日程第一五 特定新規事業実施円滑化臨時措置法案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長宮澤弘君。

審査報告書

特定新規事業実施円滑化臨時措置法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成元年六月二十日

商工委員長 宮澤 弘

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 田村 元

参議院議長 土屋 義彦殿

平成元年六月九日

衆議院議長 田村 元

（目的）

特定新規事業実施円滑化臨時措置法

第一條 この法律は、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は国民生活の利便の増進に寄与する特定新規事業について、事業資金の調達を円滑にする等その実施を円滑に進めるための措置を講ずることにより、新たな経済的環境に即応した産業分野の開拓を図り、もつて国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成元年度一般会計予算に、特定新規事業実施円滑化情報提供等事業費補助金として二千七百五十万円が計上されている。

る事業又は新技術を利用して商品の生産若しくは販売若しくは役務の提供の方式を改善する事業のうち通商産業省の所掌に係るものであつて、当該事業に係る商品又は役務が事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は国民生活の利便の増進に寄与するものをいう。

(実施指針)

第三条 通商産業大臣は、新たな経済的環境に即応した産業分野の開拓を促進するため、特定新規事業の実施に関する指針(以下「実施指針」といふ)を定めなければならない。

二 実施指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 新たな経済的環境に即応した産業分野の開拓に関する事項

三 特定新規事業の実施方法に関する事項

四 その他の特定新規事業の実施に際し配慮すべき事項

3 通商産業大臣は、経済事情の変化のため必要があると認めるときは、実施指針を変更するものとする。

4 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれ

を変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第四条 特定新規事業を実施しようとする者(特定新規事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。)は、当該特定新規事業の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を作成し、これを通商産業大臣に提出して、その実施計画が適切である旨の認定を受けることができる。

2 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定新規事業の内容

二 特定新規事業の実施に必要な設備その他特

一 特定新規事業の実施方法

三 特定新規事業の開始時期

四 特定新規事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

3 通商産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施計画が次の各号に適合するものであると認めるときは、その認定を受けるものとする。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が実施指針に照らして適切なものであり、か

つ、国民経済の国際経済環境と調和のある健

全な発展を阻害すると認められるものでないことを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

二 前項第一号から第四号までに掲げる事項が

特定新規事業を確実に実施するために適切なものであること。

4 通商産業大臣は、第一項の認定をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第五条 前条第一項の認定を受けた者(その者の設立に係る同項の法人を含む。)は、当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、通商

産業大臣の認定を受けなければならない。

2 通商産業大臣は、前条第一項の認定を受けたときは、その変後のもの。以下「認定計画」という。)に係る特定新規事業を実施する者(以下「認定事業者」という。)が当該認定計画に従つて特定新規事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

三 特定新規事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定に準用する。

(産業基盤整備基金の行う特定新規事業実施円滑化業務)

第六条 産業基盤整備基金(以下「基金」という。)は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十二年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。)第四十条第一項に規定する業務のほか、特定

一 認定計画に係る特定新規事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

2 前条の規定により基金の業務が行われる場合における当該業務に係る資金及び経理について

一 認定計画に係る特定新規事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

は、特定施設整備法及び前項に規定するもののはか、産業構造転換円滑化臨時措置法附則第九条に定めるところによるものとする。

(社債発行限度の特例)

第八条 認定事業者であつて会社であるものは、認定計画に係る特定新規事業の実施に必要な資金を調達するために発行する新株引受け付社債であつて、通商産業省令で定めるところにより募集するものについては、基金が当該新株引受け付社債の元本に係る債務の額のうちその額に

通商産業省令で定める割合を乗じて得た額の償還について保証する場合に限り、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七条の規定による制限を超えて募集することができる。ただし、社債の総額は、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表によりその会社に現存する純資産額のいずれか少ない額の二倍を超えてはならない。

(報告の徴収)

第九条 通商産業大臣は、認定事業者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第十条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同項の刑を科する。

第十一條 第八条たゞ書の規定に違反した者は、百万円以下の過料に處する。

二項」を「附則第九条第三項」に改め、同項を同

条第五項とし、同条第三項中「の規定」の下に「及び新規事業法第六条の規定」を加え、同項を同

条第四項とし、同条第二項中「規定」の下に「及び新規事業法第六条の規定」を加え、「及び織維法」を「織維法」に、「業務に」を「業務及び新規事業法第六条第二号に掲げる業務に」に改め、同項を同

条第四項とし、同条第一項の次に次の

2 基金は、特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第号)以下「新規事

業法」という。)の施行前に政府が第十七条の規定により出資した額に相当する金額の一部を新規事業法第六条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てることができる。

2 基金は、特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第号)以下「新規事

業法」という。)の施行前に政府が第十七条の規定により出資した額に相当する金額の一部を新規事業法第六条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てることができる。

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたしま

す。

○議長(土屋義彦君) 本案に賛成の諸君の起立を求

めます。

〔宮澤弘君登壇、拍手〕

○宮澤弘君 ただいま議題となりました特定新規

事業実施円滑化臨時措置法案につきまして、商工

委員会における審査の経過と結果を御報告申し上

げます。

本法律案は、新たな経済的環境に即応した産業

分野の開拓を促進するため、リスク性の高い新規

事業に対し、民間資金の供給を円滑化する仕組み

を整備しようとするものであります。

すなわち、特定新規事業の実施に関する指針の

策定及び実施計画の認定等について定めるとともに、産業基盤整備基金の業務に新規事業の実施を

円滑化するため必要な業務を追加するほか、事業の実施に必要な資金を調達するために発行する新株引受け付社債につき発行限度の特例を設ける

等の措置を講じることとしております。

委員会におきましては、事業の新規性等の認定の方法、資金調達の手段としてワランント債を採用した理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市川理事より反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて可決すべきものと決定いたしました。

原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたしま

す。

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 本案に賛成の諸君の起立を求

めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 日程第一六 恩給法等の一

部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長大

城眞順君。

審査報告書

恩給法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成元年六月二十日

参議院議長 土屋 義彦殿

<p>要領書</p> <p>一、委員会の決定の理由</p> <p>本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額の計算の基礎となっている俸給年額、普通恩給等の最低保障額等の引上げを行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。</p> <p>なお、別紙の附帯決議を行つた。</p> <p>一、費用</p> <p>本法律施行に要する経費として、約二百五十三億千百万円が平成元年度一般会計予算に計上されてゐる。</p>

<p>附帯決議</p> <p>政府は、次の事項について速やかに善処すべきである。</p> <p>一、恩給年額の改定については、国家補償としての恩給の性格、恩給受給者の高齢化等に配意し、今後とも現職公務員の給与水準との均衡を維持するよう努めること。</p> <p>一、恩給の改定実施時期については、現職公務員の給与との遅れをなくすよう特段の配慮をするとともに各種改善を同時期に一体化して実施するよう努めること。</p> <p>一、恩給の最低保障額については、引き続きその引上げ等を図るとともに扶助料については、さらに給付水準の実質的向上を図ること。</p> <p>一、恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。</p> <p>一、外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること。</p> <p>一、恩給欠格者等の処遇について検討の上、適切</p>
--

<p>(文字及び一は衆議院修正)</p> <p>恩給法等の一部を改正する法律案</p> <p>(恩給法の一部改正)</p> <p>参議院議長 土屋 義彦殿</p> <p>衆議院議長 田村 元</p>
--

<p>右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。</p> <p>よつて国会法第八十三条により送付する。</p> <p>平成元年六月九日</p>
--

附則別表第一(附則第十三条関係)

階級	級	仮定俸給年額
大將		六、三八八、三〇〇円
中將		五、六九三、四〇〇円
少將		四、五三三、〇〇円
大佐		三、九一〇、五〇〇円
中佐		三、七四一、九〇〇円
少佐		二、九一四、三〇〇円
大尉		二、四七六、一〇〇円
中尉		一、九六六、六〇〇円
少尉		一、六八三、七〇〇円
准士官		一、五五二、三〇〇円
曹長又は上等兵曹		一、二七九、五〇〇円
軍曹又は一等兵曹		一、一九八、一〇〇円
伍長又は二等兵曹		一、一六七、五〇〇円
兵		一、〇六九、九〇〇円
備考	各階級は、これに相当するものを含むものとする。	

附則別表第四中「一、四九四、〇〇〇円」を「一、五一四、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「一、三五八、〇〇〇円」を「一、三八五、〇〇〇円」、「一、〇八九、〇〇〇円」を「一、一一一、〇〇〇円」、「八七六、〇〇〇円」を「八九四、〇〇〇円」、「七七五、〇〇〇円」を「七九一、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六から附則別表第八までを次のように改める。

附則別表第六(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金額
六、三八八、三〇〇円	六、二三四、四〇〇円
五、六九三、四〇〇円	五、五九〇、六〇〇円

附則別表第六の二(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金額
六、三八八、三〇〇円	六、八六七、四〇〇円
五、六九三、四〇〇円	五、一二五、八〇〇円
四、五三三、〇〇〇円	四、五三三、〇〇〇円
三、九一〇、五〇〇円	三、七四一、九〇〇円
二、九一四、三〇〇円	二、九一四、三〇〇円
一、四七六、一〇〇円	一、四七六、一〇〇円
一、六八三、七〇〇円	一、六八三、七〇〇円
一、五五二、三〇〇円	一、七七六、一〇〇円
一、二七九、五〇〇円	一、四四六、五〇〇円
一、一九八、一〇〇円	一、三五七、一〇〇円

一、一六七、五〇〇円	一、三一四、四〇〇円
一、〇六九、九〇〇円	一、一九八、一〇〇円

附則別表第七(附則第十三条関係)

仮 定 権 紙 年 額	金 額
一、四七六、一〇〇円	一、六六四、〇〇〇円
一、九六六、六〇〇円	一、一二四、六〇〇円
一、六八三、七〇〇円	一、八七一、一〇〇円
一、五五二、三〇〇円	一、六八三、七〇〇円

附則別表第八(附則第十三条関係)

仮 定 権 紙 年 額	金 額
一、四七六、一〇〇円	一、〇七〇、四〇〇円
一、九六六、六〇〇円	一、四一四、九〇〇円
一、六八三、七〇〇円	一、一七五、六〇〇円
一、五五二、三〇〇円	一、九六六、六〇〇円

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百十三万六千円」を「百十五万九千円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「昭和六十三年四月分」を「平成元年四月分」に改め、同項の表中「九〇」を正する。

八、一〇〇円」を「九二六、四〇〇円」に、「六八一、一〇〇円」を「六九四、八〇〇円」に、「五四四、九〇〇円」を「五五五、八〇〇円」に、「四五五、〇〇〇円」を「四六三、二〇〇円」に、「六三六、三〇〇円」を「六四七、八〇〇円」に、「四七七、五〇〇円」を「四八五、九〇〇円」に、「三八一、〇〇〇円」を「三八八、七〇〇円」に、「三一七、五〇〇円」を「三三三、九〇〇円」に改め、「平成元年三月三十一日」を「平成元年三月二十一日」に改める。	附則第十四条第一項中「二十一万九千五百円」を「二十二万一千百円」に、「二十二万五千五百円」を「二十二万五千五百円」に改め、同条第二項中「十九万四百円」を「十万五千三百円」に改める。
附則第十五条第二項中「三十一万七千五百円」を「三十一万三千九百円」に、「二十三万八千円」を「二十四万二千九百円」に改め、同条第四項中「五万七千円」を「六万円」に改める。	附則第十五条第二項中「三十一万七千五百円」を「三十一万三千九百円」に、「二十三万八千円」を「二十四万二千九百円」に改め、同条第四項中「五万七千円」を「六万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成元年四月一日から施行する。ただし、第六条中恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)の一部を次のように改める。(法律第五十一号)といふ。附則第十四条第一項

及び第二項並びに第十五条第四項の改正規定は、平成元年八月一日から施行する。

第二条 公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)以下「法律第八十一号」といふ。)の規定及び第六条の規定による改正後の恩給法等の規定並びに第六条の規定による改正後の法律第五十一号附則第十五条规定並びに附則第十三条の規定は、平成元年四月一日から適用する。

(文官等の恩給年額の改定)

第二条 公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第二百五十五号)以下「法律第二百五十五号」という。)附則第十条第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。)を除く。)若しくは公務員に準ずる者(同項に規定する旧準軍人(以下「旧準軍人」という。)を除く。)又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、平成元年四月分以後、その年額を、その年額の計算の基礎となつている俸給年額にそぞれぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法(改正後の法律第二百五十五号附則その他恩給に関する法令を含む。附則第十二条において同じ。)の規定によって算出して得た年額に改定する。

第三条 増加恩給(第七項の増加恩給を除く。)については、平成元年四月分以後、その年額(恩給法第六十五条第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の恩給法第六十五条第一項に規定する年額に改定する。

第四条 平成元年三月三十一日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額の計算については、なお従前の例による。

第五条 第七項の増加恩給については、平成元年四月分以降、その年額（法律第百五十五号附則第二十二条第三項ただし書において準用する恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の法律第一百五十五号附則第二十二条第一項に規定する年額に改定する。

第六条 傷病年金については、平成元年四月分以降、その年額（妻に係る加給の年額を除く。）を、改正後の法律第一百五十五号附則第二十二条第一項に規定する年額に改定する。

第七条 特例傷病恩給については、平成元年四月分以降、その年額（恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。）附則第十三条第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。）を、改正後の法律第八十一号附則第十三条第二項に規定する年額に改定する。

第八条 妻に係る年額の加給をされた増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給については、平成元年四月分以降、その加給の年額を、十九万二千円に改定する。

2 扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給又は特例傷病恩給については、平成元年四月分以降、その加給の年額を、それぞれ改正後の恩給法第六十五条第一項（改正後の法律第一百五十五号附則第二十二条第三項ただし書において準用する場合を含む。）又は改正後の法律第八十一号附則第十三条第三項の規定によって算出して得た年額に改定する。

（扶助料等に関する経過措置）

第九条 法律第五十一号附則第十四条第一項又は第二項の規定による年額の加算をされた扶助料については、平成元年八月分以降、その加算の年額を、それぞれ改正後の法律第五十一号附則第十四条第一項又は第二項に規定する年額に改定する。

第十条 傷病者遺族特別年金については、平成元年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十号附則第十五条の規定によって算出して得た年額に改定する。

（旧軍人等の恩給年額の改定）

第十二条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行なう。

第十三条 この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合は、當該規定により算定する。

（職権改定）

第十二条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行なう。

第十三条 この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、當該規定により算定するときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満

の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもって改定後の恩給年額とする。

（多額所得による恩給停止についての経過措置）

第十四条 平成元年四月分から同年六月分までの適用については、附則第二条又は第十二条の規定による改定を行わないとした場合に受けけることとなる普通恩給の年額をもって恩給年額とする。

附則別表（附則第二条関係）

恩給年額の計算の基礎となっている俸給年額	仮定俸給年額
九三三、九〇〇円	九四二、六〇〇円
九六四、九〇〇円	九八四、四〇〇円
一、〇〇七、一〇〇円	一、〇一七、四〇〇円
一、〇四八、七〇〇円	一、〇六九、九〇〇円
一、〇九一、三〇〇円	一、一一三、三〇〇円
一、一一七、七〇〇円	一、一四〇、三〇〇円
一、一四四、四〇〇円	一、一六七、五〇〇円
一、一七四、四〇〇円	一、一九八、一〇〇円
一、一一七、一〇〇円	一、一二四一、七〇〇円
一、一五四、二〇〇円	一、一七九、五〇〇円
一、一八八、四〇〇円	一、二三四、四〇〇円
一、三三〇、一〇〇円	一、三五七、一〇〇円
一、三五四、二〇〇円	一、三七九、五〇〇円
一、三七一、一〇〇円	一、三九九、八〇〇円
一、四一七、九〇〇円	一、四四六、五〇〇円
一、四六四、〇〇〇円	一、四九三、六〇〇円
一、五一、六〇〇円	一、五五二、三〇〇円

一、五五七、九〇〇円	一、五八九、四〇〇円
一、六〇四、八〇〇円	一、六三七、二〇〇円
一、六五〇、四〇〇円	一、六八三、七〇〇円
一、七四一、〇〇〇円	一、七七六、二〇〇円
一、七六五、二〇〇円	一、八〇〇、九〇〇円
一、八三五、〇〇〇円	一、八七二、一〇〇円
一、九一七、七〇〇円	一、九六六、六〇〇円
一、〇一〇、一〇〇円	一、〇七一、一〇〇円
一、〇八一、五〇〇円	一、一一四、六〇〇円
一、一三一、五〇〇円	一、一七五、六〇〇円
一、一四五、四〇〇円	一、二九〇、八〇〇円
一、一〇一、五〇〇円	一、三四八、〇〇〇円
一、一〇一、四〇〇円	一、五四〇、五〇〇円
一、三六七、一〇〇円	一、四一四、九〇〇円
一、四一七、一〇〇円	一、四七六、一〇〇円
一、四九〇、一〇〇円	一、五六〇、五〇〇円
一、七六五、三〇〇円	一、八二一、二〇〇円
一、八六六、四〇〇円	一、九一四、三〇〇円
一、〇〇九、六〇〇円	一、〇七〇、四〇〇円
一、一五一、三〇〇円	六、一一一、〇〇〇円
一、一三九、一〇〇円	六、一二一、八〇〇円
一、三一四、五〇〇円	六、三九一、七〇〇円
一、四九八、〇〇〇円	三、五六八、七〇〇円
一、六六七、八〇〇円	三、七四一、九〇〇円
一、七〇一、一〇〇円	三、七七五、九〇〇円

三、八三三、一〇〇円	三、九一〇、五〇〇円
三、九九九、六〇〇円	四、〇八〇、四〇〇円
四、一六五、一〇〇円	四、一四九、三〇〇円
四、三三九、七〇〇円	四、四一七、二〇〇円
四、四三三、四〇〇円	四、五三三、〇〇〇円
四、五四四、一〇〇円	四、六三五、九〇〇円
四、五五七、一〇〇円	四、八五三、三〇〇円
四、九七一、七〇〇円	五、〇七三、一〇〇円
五、〇八一、三〇〇円	五、一八三、九〇〇円
五、一八四、三〇〇円	五、二八九、〇〇〇円
五、三八八、七〇〇円	五、四九七、六〇〇円
五、五八〇、七〇〇円	五、六九三、四〇〇円
五、七五九、〇〇〇円	五、八七五、三〇〇円
五、九三九、〇〇〇円	六、〇五九、〇〇〇円
五、九七一、七〇〇円	六、〇九三、三〇〇円
六、〇〇四、五〇〇円	六、一二五、八〇〇円
六、〇三六、四〇〇円	六、一五八、三〇〇円
六、一一一、〇〇〇円	六、二三四、四〇〇円
六、一二一、七〇〇円	六、三八八、三〇〇円
六、四一一、八〇〇円	六、五四一、一〇〇円
六、四八七、三〇〇円	六、六一八、三〇〇円
六、五六三、七〇〇円	六、六九六、三〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が九二三、九〇〇円未満の場合又は六、五六三、七〇〇円を超える場合においては、その年額に一・〇二〇一を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨てて、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、板定俸給年額とする。

○大城眞順君登壇、拍手)

につきまして御報告申し上げます。

本法律案は、昭和六十三年における公務員給与の改定、消費者物価の上昇その他の諸事情を総合勘案して、恩給年額及び各種恩給の最低保障額を本年四月から一律に二・〇二%引き上げるとともに、遺族加算及び寡婦加算の年額を本年八月からそれぞれ増額しようとするものであります。

なお、衆議院におきまして施行期日について所要の修正が行われております。

委員会におきましては、恩給年額改定のあり方等について質疑が行されました。その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(土屋義彦君) 文教委員長及び内閣委員長から報告書が提出されました日程第一七より第二〇までの請願を一括して議題といたします。

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よつて報告する。

審査報告書(文教委員会)

平成元年六月二十日		文教委員長 杉山 令華	
参議院議長 土屋 義彦殿		内閣委員長 杉山 令華	
一、採択すべきもの		(内閣に送付するを要するもの)	
義務教育教科書無償制度の存続に關する請願		審査報告書(内閣委員長 杉山 令華)	
第三号		本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よつて報告する。	
平成元年六月二十日		平成元年六月二十日	
参議院議長 土屋 義彦殿		内閣委員長 大城 真順	
軍人恩給改定に関する請願		議員	
第一五号、第四一号、第四二号、第九七号、第一七五号、第一八六号、第一九三号、第二八五号、第二八八号、第二九七号、第三一号、第三九八号、第一四九号		議長 土屋 義彦君 副議長 濑谷 英行君	
元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願		出席者は左のとおり。	
第二〇四号、第一〇八号、第一〇九号、第一一八号、第二二〇号、第二二四号、第二三三号、第二四一号、第二五五号、第二六三号、第二八六号、第二八九号、第二九八号、第三〇六号、第九二六号、第一三〇五号		午前十時三十三分散会	
傷病恩給等の改善に関する請願		○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。	
第六九三号、第七一四号、第七一五号、第七五二号、第八一六号、第八一七号、第八二三号、第八二九号、第八六七号、第九二九号、第一四四号、第一〇一五号、第一〇二〇号		○議長(土屋義彦君) これらは、両委員長の報告を省略して、両委員会決定のとおり採択することに御異議ございませんか。	
本件は、これにて散会いたします。		〔異議なし」と呼ぶ者あり]	
本日は、これにて散会いたします。		○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。	

佐藤謙一郎君	前島英三郎君
吉川 博君	矢野後比古君
守住 有信君	石井 道子君
岡野 裕君	青木 幹雄君
高木 正明君	井上 敬義君
堀江 正夫君	降矢 順一君
森田 重郎君	大河原太一郎君
高平 公友君	井上 裕君
伊江 朝雄君	後藤 正夫君
堀内 俊夫君	佐々木 満君
長谷川 信君	鳴崎 均君
加藤 武徳君	植木 光教君
木村 瞳男君	石本 茂君
長田 裕二君	鈴木 省吾君
斎藤栄三郎君	梶木 又三君
寺内 弘子君	二木 秀夫君
本村 和喜君	宮崎 秀樹君
上杉 光弘君	野沢 太三君
久世 公堯君	大庭 雄二君
柳川 覚治君	小野 清子君
永野 茂門君	木宮 和彦君
松浦 孝治君	沓掛 哲男君
寺内 弘子君	鈴木 順次君
森山 真順君	山岡 賢次君
杉山 令肇君	藤井 寛之君
倉田 真弓君	大浜 方榮君
田代由紀男君	谷川 寛三君
岩上 二郎君	前田 黙男君
斎藤 十郎君	下条進一郎君
村上 正邦君	増岡 康治君
中村 太郎君	山内 一郎君
西村 尚治君	初村滝一郎君
西村 一郎君	林田 悠紀夫君
中西 世耕政隆君	坂元 親男君
吉村 吉山芳男君	秋山 鑑君
野末 陳平君	渕上 貞雄君

佐藤謙一郎君	前島英三郎君
吉川 博君	矢野後比古君
守住 有信君	石井 道子君
岡野 裕君	青木 幹雄君
高木 正明君	井上 敬義君
堀江 正夫君	降矢 順一君
森田 重郎君	大河原太一郎君
高平 公友君	井上 裕君
伊江 朝雄君	後藤 正夫君
堀内 俊夫君	佐々木 満君
長谷川 信君	鳴崎 均君
加藤 武徳君	植木 光教君
木村 瞳男君	石本 茂君
長田 裕二君	鈴木 省吾君
斎藤栄三郎君	梶木 又三君
寺内 弘子君	二木 秀夫君
本村 和喜君	宮崎 秀樹君
上杉 光弘君	野沢 太三君
久世 公堯君	大庭 雄二君
柳川 覚治君	小野 清子君
永野 茂門君	木宮 和彦君
松浦 孝治君	沓掛 哲男君
寺内 弘子君	鈴木 順次君
森山 真順君	山岡 賢次君
杉山 令肇君	藤井 寛之君
倉田 真弓君	大浜 方榮君
田代由紀男君	谷川 寛三君
岩上 二郎君	前田 黙男君
斎藤 十郎君	下条進一郎君
村上 正邦君	増岡 康治君
中村 太郎君	山内 一郎君
西村 尚治君	初村滝一郎君
西村 一郎君	林田 悠紀夫君
中西 世耕政隆君	坂元 親男君
吉村 吉山芳男君	秋山 鑑君
野末 陳平君	渕上 貞雄君

予算委員	林田悠紀夫君 梶原敬義君	西村尚治君 千葉景子君	補欠
外務委員	大蔵委員	大蔵委員	外務委員
決算委員	農林水産委員	農林水産委員	決算委員
議院運営委員	文教委員	文教委員	議院運営委員
環境特別委員	商工委員	商工委員	環境特別委員
災害対策特別委員	通信委員	通信委員	災害対策特別委員
特定農業加工業經營改善臨時措置法案	内閣委員会	内閣委員会	特定農業加工業經營改善臨時措置法案
戦傷病者戰没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案	地方行政委員会	地方行政委員会	戦傷病者戰没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
特定規事業実施田滑化臨時措置法案	外務委員会	外務委員会	特定規事業実施田滑化臨時措置法案
航空業務に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件	運輸委員会	運輸委員会	航空業務に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
第三号)審査報告書	内閣委員会	内閣委員会	第三号)審査報告書
恩給法等の一部を改正する法律案	内閣委員会	内閣委員会	恩給法等の一部を改正する法律案
同日議員から次の質問主意書が提出された。	内閣委員会	内閣委員会	同日議員から次の質問主意書が提出された。
「実習助手」 「寮母」の給与改善に関する質問主意書(吉川春子君提出)	文教委員会	文教委員会	「実習助手」 「寮母」の給与改善に関する質問主意書(吉川春子君提出)
日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案	外務委員会	外務委員会	日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案
第五号)審査報告書	内閣委員会	内閣委員会	第五号)審査報告書
水資源開発公團法の一部を改正する法律案	内閣委員会	内閣委員会	水資源開発公團法の一部を改正する法律案
法第二〇号)審査報告書	内閣委員会	内閣委員会	法第二〇号)審査報告書
第三号)審査報告書	内閣委員会	内閣委員会	第三号)審査報告書
同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動	内閣委員会	内閣委員会	同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動
第三種類機械物認可	内閣委員会	内閣委員会	第三種類機械物認可

民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第二号)審査報告書

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

(閣法第二四号)審査報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案(閣法第四三号)審査報告書

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案(閣法第四四号)審査報告書

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案(閣法第五三号)審査報告書

戦傷病者戰没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(閣法第五四号)審査報告書

特定農業加工業經營改善臨時措置法案(衆第六二七号)審査報告書

国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法第二二号)審査報告書

特定農業加工業經營改善臨時措置法案(衆第六二七号)審査報告書

歯科衛生士法の一部を改正する法律案(衆第六二七号)審査報告書

特定規事業実施田滑化臨時措置法案(閣法第三二号)審査報告書

航空業務に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(閣法第三号)審査報告書

航空業務に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(閣法第三号)審査報告書

特定期貨券法の一部を改正する法律案(閣法第三号)審査報告書

があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

異動前の官職名 氏名 異動後の官職名 年月日

官事務代 采木和久(解職) 平元六〇

理気象官 菊池幸雄

官事務代 采木和久(解職) 平元六〇

理気象官 菊池幸雄

官事務代 采木和久(解職) 平元六〇

官事務代 采木和久(解職) 平元六〇